

自 令和5年3月 3日  
至 令和5年3月10日

令和5年第1回平内町議会定例会  
会 議 録

平内町議会事務局



令和5年第1回平内町議会定例会会議録 目次

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第1号）	
1、議事日程表（第2号）	
1、議事日程表（第3号）	
1、町長提出議案	11
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
<b>第1号（3月3日 金曜日）</b>	21
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、休 会 提 議	
1、散 会	
<b>第2号（3月6日 月曜日）</b>	33
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 田中光弘君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 太田満則君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（水産商工観光課長 畑井幸治君）	
（病院事務局長 小形正樹君）	
◎ 亀田弘徳君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（水産商工観光課長 畑井幸治君）	
（福祉介護課長 塩越信子君）	

◎ 田中茂勝君

答 弁 (町 長 船橋茂久君)

1、質 疑	.....	57
1、予算特別委員会設置		
1、議 案 付 託		
1、請 願 付 託		
1、休 会 提 議		
1、散 会		
<b>第3号 (3月10日 金曜日)</b>	.....	63
1、本日の会議に付した事件		
1、出席議員及び欠席議員		
1、法121条による出席者		
1、出席事務局職員		
1、開 議		
1、予算特別委員会報告		
1、表 決	.....	65
議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号		
議案第 5 号 議案第 6 号 議案第 7 号 議案第 8 号		
議案第 9 号 議案第10号		原案可決
1、総務福祉常任委員会報告		
1、経済文教常任委員会報告		
1、表 決	.....	66
報告第 2 号 報告第 5 号 報告第 6 号		承 認
議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号		
議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号		
議案第19号 議案第29号 議案第30号 議案第31号		原案可決
陳情第 1 号		採 択
1、表 決	.....	66
議案第20号		原案可決
1、表 決	.....	67
議案第21号		原案可決
1、表 決	.....	67
議案第22号		原案可決
1、表 決	.....	68
議案第23号		原案可決
1、表 決	.....	68
議案第24号		原案可決
1、表 決	.....	68
議案第25号		原案可決
1、表 決	.....	69
議案第26号		原案可決

1、表	決	.....	70
	議案第27号		原案可決
1、表	決	.....	70
	議案第28号		原案可決
1、表	決	.....	71
	発議第1号		原案可決
1、表	決	.....	71
	発議第2号		原案可決
1、表	決	.....	72
	発議第3号		原案可決
1、議員派遣の件		.....	72
			承認
追加日程			
1、表	決	.....	73
	発議第4号		原案可決
1、町長挨拶	(町長 船橋茂久君)		
1、閉	会		



〔参考登載〕

## 平内町告示第 13 号

令和 5 年第 1 回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 2 月 28 日

平内町長 船 橋 茂 久

### 記

1. 日 時 令和 5 年 3 月 3 日（金） 午前 10 時
2. 場 所 平内町議会議場

## 令和5年第1回平内町議会定例会 会期日程表

令和5年3月3日招集

月 日	開議時刻	件 名
3月3日 (金)	午前10時	本会議  開 会 ・ 開 議 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明)  散 会
3月4日 (土)		休 会
3月5日 (日)		休 会
3月6日 (月)	午前10時	本会議  開 議 第 1 一 般 質 問 第 2 質 疑 第 3 予算特別委員会設置 第 4 議 案 付 託 第 5 陳 情 付 託  散 会
3月7日 (火)	午前10時	休 会 (予算特別委員会)
3月8日 (水)	午前10時	休 会 (予算特別委員会)

月 日	開議時刻	件 名
3月9日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)
3月10日 (金)	午前10時	本会議 開 議  第 1 予算特別委員会報告 第 2 総務福祉・経済文教常任委員会報告 第 3 議案第20号 第 4 議案第21号 第 5 議案第22号 第 6 議案第23号 第 7 議案第24号 第 8 議案第25号 第 9 議案第27号 第10 議案第28号 第11 発議第 1 号 第12 発議第 2 号 第13 発議第 3 号 第14 議員派遣の件  (町 長 挨 拶) 閉 会

## 令和5年第1回平内町議会定例会

### 3月3日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

## 令和5年第1回平内町議会定例会

### 3月6日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 質 疑

日程第 3 予算特別委員会設置

日程第 4 議 案 付 託

日程第 5 陳 情 付 託

散 会

# 令和5年第1回平内町議会定例会

## 3月10日議事日程表（第3号）

開議時刻 午前10時

### 開 議

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 予算特別委員会報告  |
| 日程第 2 | 総務福祉・経済文教常任委員会報告                                 |
| 日程第 3 | 議案第20号 平内町個人情報保護に関する条例案                          |
| 日程第 4 | 議案第21号 平内町情報公開・個人情報保護審査会条例案                      |
| 日程第 5 | 議案第22号 平内町情報公開条例の一部を改正する条例案                      |
| 日程第 6 | 議案第23号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案                 |
| 日程第 7 | 議案第24号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案                    |
| 日程第 8 | 議案第25号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 9 | 議案第27号 平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案                  |
| 日程第10 | 議案第28号 平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案      |
| 日程第11 | 発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案                       |
| 日程第12 | 発議第2号 平内町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案                    |
| 日程第13 | 発議第3号 平内町議会の個人情報の保護に関する条例案                       |
| 日程第14 | 議員派遣の件   |

(追加日程)

日程第 1 5 号 発議第 4 号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・  
水・土の安全の保障を求める意見書案

(町長挨拶)

閉 会

## 令和5年第1回平内町議会定例会会議録

令和5年3月 3日 開 会

令和5年3月10日 閉 会

### 1、町長提出議案件名

- 議案第 1 号 令和5年度平内町一般会計予算案
- 議案第 2 号 令和5年度平内町国民健康保険特別会計予算案
- 議案第 3 号 令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案
- 議案第 4 号 令和5年度平内町水道事業会計予算案
- 議案第 5 号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計予算案
- 議案第 6 号 令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案
- 議案第 7 号 令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案
- 議案第 8 号 令和5年度平内町公共下水道事業特別会計予算案
- 議案第 9 号 令和5年度平内町介護保険特別会計予算案
- 議案第10号 令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案
- 報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕
- 報告第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕
- 報告第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕
- 議案第11号 令和4年度平内町一般会計補正予算案
- 議案第12号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
- 議案第13号 令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案
- 議案第14号 令和4年度平内町水道事業会計補正予算案
- 議案第15号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案
- 議案第16号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案
- 議案第17号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案
- 議案第18号 令和4年度平内町介護保険特別会計補正予算案
- 議案第19号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案
- 議案第20号 平内町個人情報の保護に関する条例案
- 議案第21号 平内町情報公開・個人情報保護審査会条例案
- 議案第22号 平内町情報公開条例の一部を改正する条例案
- 議案第23号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第24号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第25号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第26号 平内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第27号 平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第28号 平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第29号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について
- 議案第30号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について
- 議案第31号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村

## 総合事務組合の規約の変更について

### 2、議員提出案件

- 発議第 1 号 人権擁護員の候補者の推薦についての意見案
- 発議第 2 号 平内町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案
- 発議第 3 号 平内町議会の個人情報の保護に関する条例案
- 発議第 4 号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書案

### 3、陳 情

- 陳情第 1 号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

### 4、報 告

- 報告第 1 号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕
  - 報告第 3 号 専決処分した事項の報告について〔和解について〕
  - 報告第 4 号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕
- 例月出納検査結果報告書

令和5年3月10日

平内町議会議長 船橋健人 殿

予算特別委員長 亀田弘徳

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第1号	令和5年度平内町一般会計予算案	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第2号	令和5年度平内町国民健康保険特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第3号	令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第4号	令和5年度平内町水道事業会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第5号	令和5年度平内町特殊索道事業特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第6号	令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第7号	令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第8号	令和5年度平内町公共下水道事業特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第9号	令和5年度平内町介護保険特別会計予算案	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第10号	令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案	原案どおり可決すべきもの	処置妥当

令和5年3月10日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 田中光弘

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
報告第2号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
報告第5号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	上記同じ	上記同じ
報告第6号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	上記同じ	上記同じ
議案第11号	令和4年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第12号	令和4年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第18号	令和4年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第19号	令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第31号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について	上記同じ	上記同じ

令和5年3月10日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第94条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	委員会の意見	審査の結果
陳情第1号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情	願意妥当	採択すべきもの

令和5年3月10日

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 亀田弘徳

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
報告第2号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
報告第5号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	上記同じ	上記同じ
報告第6号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	上記同じ	上記同じ
議案第11号	令和4年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第13号	令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第14号	令和4年度平内町水道事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第15号	令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第16号	令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第17号	令和4年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第30号	漁港整備事業工事分担金賦課徴収について	上記同じ	上記同じ
議案第31号	港湾整備事業工事分担金賦課徴収について	上記同じ	上記同じ



---

**本日の会議に付した事件**

- 日程第1、会議録署名議員の指名  
日程第2、会期の決定  
日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）
- 

**出席議員 10名**

議長 船橋健人君 副議長 木村良一君 2番 田中大君  
3番 小笠原智鶴子君 4番 亀田弘徳君 5番 田中茂勝君  
6番 太田満則君 8番 倉内清一君 9番 佐々木徳正君  
10番 田中光弘君

---

**欠席議員 なし**

---

**地方自治法第121条による出席者職氏名**

町長 船橋茂久君	副町長 山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内仁君	総務課指導監 工藤英仁君
企画政策課長 田中正美君	税務課長 渡邊仁志君
町民課長 工藤隆之進君	福祉介護課長 塩越信子君
福祉介護課指導監 竹達暁教君	健康増進課長 松山秀子君
健康増進課指導監 大水要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯田千代志君
水産商工観光課長 畑井幸治君	地域整備課長 佐々木隆志君
地域整備課上下水道管理室長 近藤吏君	会計管理者 飯田剛志君
平内中央病院事務局長 小形正樹君	消防監消防署長 木村秀人君
教育長 渡辺伸一君	学校教育課長 須藤鉄博君
生涯学習課長 船橋英樹君	

---

**事務局出席者職氏名**

議会事務局長 佐々木一成 事務局長補佐 片山潤一

---

振鈴（午前10時00分開会）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和5年第1回平内町議会定例会を開会します。出席議員が10人でありますので、会議は成立します。

ただちに本日の会議を開きます。会議は、議事日程表第1号により進めます。

日程に先立ち町民憲章を朗読いたします。事務局長に音頭を取らせますので、全文を続けて朗読願います。全員ご起立願います。

（町民憲章を朗読）

**議 長（船橋健人君）** ご着席願います。

ここで議員辞職についてご報告いたします。

令和4年12月28日 七尾 潔議員より同日付けもって議員辞職願いが提出されました。議会閉会中でありましたので、地方自治法第126条の規定に基づき、令和4年12月28日付けで、本職に於いて辞職を許可いたしましたので、会議規則第99条第2項の規定により報告いたします。

次に、諸報告を行います。議長報告を事務局長に朗読させます。

**議会議務局長（佐々木一成）** それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に、町長より提出されました案件は「議案第1号 令和5年度平内町一般会計予算案」、「議案第2号 令和5年度平内町国民健康保険特別会計予算案」、「議案第3号 令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」、「議案第4号 令和5年度平内町水道事業会計予算案」、「議案第5号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」、「議案第6号 令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案」、「議案第7号 令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案」、「議案第8号 令和5年度平内町公共下水道事業特別会計予算案」、「議案第9号 令和5年度平内町介護保険特別会計予算案」、「議案第10号 令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」、「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕」、「報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕」、「報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕」、「議案第11号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第12号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第13号 令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第14号 令和4年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第15号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第16号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第17号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第18号 令和4年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第19号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第20号 平内町個人情報の保護に関する条例案」、「議案第21号 平内町情報公開・個人情報保護審査会条例案」、「議案第22号 平内町情報公開条例の一部を改正する条例案」、「議案第23号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第24号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」、「議案第25号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、「議案第26号 平内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、「議案第27号 平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案」、「議案第28号 平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第29号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第30号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第31号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について」以上34件であります。

次に、議員提案の案件は、「発議第1号 人権擁護員の候補者推薦についての意見案」、「発議第2号 平内町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案」、「発議第3号 平内町議会の個人情報の保護に関する条例案」以上3件であります。

また、今定例会までに、受理した陳情書は「陳情第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」1件であります。

次に、報告関係では、町長より、「報告第1号 専決処分した事項について〔和解及び損害賠償額の決定について〕」、「報告第3号 専決処分した事項について〔和解について〕」、「報告第4号 専決処分した事項について〔和解及び損害賠償額の決定について〕」以上3件であります。

また、平内町監査委員からは、例月出納検査結果報告書が提出されましたので、議員各位に配布してあります。

次に、参考資料として「会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書」、「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情」、「民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情」の3件を各位に配布しております。

また、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の、職・氏名及び職務のために出席した者の、職・氏名については、お手元に、お配りしてありますので、ご了承願います。以上で、議長報告の朗読を終わります。

**議 長（船橋健人君）** 次に、私から、青森県町村議会議長会自治功労表彰受賞者の報告をいたします。

去る、2月27日に開催されました、第73回青森県町村議会議長会定期総会において、木村良一君、そして私が、議会議員として、11年以上在籍した自治功労により、青森県町村議会議長会より、表彰されました。

今回の受賞の榮譽に浴されました2名の方々は、長年にわたり、地方自治の進行発展並びに町民福祉の向上に寄与された、そのご功績が認められたものであります。

受賞の榮譽を称え心から表彰をお祝いを申しあげます。それでは、これより日程に入ります。

---

◇

### 日程第1、会議録署名議員の指名

**議 長（船橋健人君）** 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番木村良一君、2番田中 大君を指名します。

---

◇

### 日程第2、会期の決定

**議 長（船橋健人君）** 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から3月10日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月10日までの8日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。

---

◇

### 日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

**議 長（船橋健人君）** 日程第3、「議案第1号」から「議案第10号」まで「報告第2号」、「報告第5号」、「報告第6号」、及び「議案第11号」から「議案第31号」まで以上34件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「議長」の声あり。）町長。

**町 長（船橋茂久君）** おはようございます。

本日ここに、令和5年第1回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、県内においては、8月上旬から中旬にかけて、北日本に停滞する前線

の影響により、記録的な大雨を観測。8月3日には、本県で初めて津軽地方で線状降水帯が確認され、深浦町では、1時間降水量91.5ミリと観測史上最大を更新。8月9日には、記録的短時間大雨情報が相次いで発令されるなど、各地で、河川の氾濫や土砂災害が発生いたしました。人的被害はなかったものの、津軽地方を中心に、生活基盤となる住家への浸水、停電や水道の断水、リンゴ畑、水田などの農地、農作物、河川、道路、鉄道路線など、甚大な被害に見舞われ、いまだに不自由、不便な生活に苦しんでおられます方々へ、心より御見舞い申し上げます、一日でも早い、復旧・復興を願うものであります。

新型コロナウイルス感染症については、感染力が非常に強い、変異株のオミクロン株により、国内、県内の感染拡大が、収まらない状況の中、私自身の感染や、平内町国民健康保険平内中央病院での入院患者を含む二度の集団感染につきましては、町民の皆さまへ御心配、御迷惑をお掛けしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。今後とも、県との連携を深め、町民の健康、命を守るべく、町民への感染対策、対応を、丁寧に積み重ねて参る所存でございます。

国内においては、令和4年7月8日、安倍元首相が、奈良市内で、参議院議員通常選挙の街頭応援演説中に、銃撃され死亡。銃撃事件の背景の中で、政治と宗教の在り方が問われ、国内が大きく混乱、国会内でも紛糾が続き、内閣においては、主要閣僚の辞任にまで発展しました。また、安倍元首相の国葬の実施を巡っては、世論が二分するなど政治的には、大変不安定な一年となりました。

このように、日本中が重苦しく、暗い状況下でありましたが、令和4年11月に中東カタールで開催されましたサッカーワールドカップ大会では、日本代表が大活躍、予選リーグでは、大会優勝経験があるドイツ、スペインを撃破、1位での通過と、世界に驚きを与え、決勝トーナメントでは、前回大会準優勝のクロアチアに、惜しくも、PK戦の末に惜敗しましたが、多くの国民に、感動と喜びを与えていただきました。

国際情勢につきましては、ロシアが、令和4年2月24日、隣国ウクライナに軍事侵攻、ロシアのプーチン大統領は、米国主導の軍事同盟である北大西洋条約機構（NATO）の東方拡大を非難し、侵攻はウクライナ東部の親ロシア派保護などを目的とした「特別軍事作戦」と正当化、ロシア軍の残虐行為や、プーチン大統領が繰り返す核兵器使用示唆による威嚇は、世界に戦慄を走らせています。侵攻以降、世界の分断が供給制約を深め、食品やエネルギーなどの高騰に拍車がかかり、歴史的な物価高に直面している状況であり、眼前で起きている戦争を一刻も早く止めるためにも、国際社会が団結して、「武力による現状変更、民主主義国家の主権を侵害する暴挙を絶対許さない」など、人類の将来を見据え、知力を尽くし、英知を結集した平和な国際社会を望み、ウクライナ国民に、空爆と警報のない、平穏な暮らし、普通の日常が、1日でも早く訪れることを祈るものであります。

さて、当町の令和4年を振り返ってみますと、基幹産業であるホタテ養殖においては、出荷の中心となる令和3年産貝は大きな「へい死」もなく、出荷量は全体としては3万8千トンとなり、過去5年間の平均数量より少ないものの、単価が高値で推移したことから、平内町漁業協同組合の水揚げ額としては、ホタテだけで約81億円、ナマコ等を含めた全体では約92億6千万円となり、当初の販売計画の63億円を大きく上回り、平成29年度に次ぐ歴代3番目の水揚げとなりました。稚貝については、ラーバの母体となる親貝の不足、環境の変化等によるホタテガイの大規模産卵が見られなかったことから、平成22年の高水温時と同等の生産量に落ち込むものでは大変懸念しております。町では、ホタテガイの安定生産のために、養殖の適正数量を守り、多少の環境変動にも耐え得る丈夫な種苗を確保するための親貝の育成に生産者、漁業協同組合と一体となって取り組んでいきたいと考えております。

一方、水稲については、冬期間の大雪により春作業の遅れが心配されましたが、その後の好天により田植えから出穂期まで順調に推移しました。8月には記録的な大雨もありましたが、その後の天候に恵まれ青森地帯の作況指数は、101の「平年並み」となりました。また、航空防除等による適切な薬剤散布により、基幹品種である「まっしぐら」の一等米比率は高水準の97パーセントとなりました。今後も、より一層の品質向上を目指し、県はじめ関係機関と連携強化を図り、良質米作りを推進してまいりたいと考えております。

町政については、70歳以上の高齢者や、障がいをお持ちの方などの町民バス無償化、コロナ禍で苦しんでいる町民の皆さまを支援するためのプレミアム商品券発行事業や、全町民を対象とした町民生活応援券発行事業、町事業者への事業復活支援金事業、また、短期間ではありますが、小・中学校の児童・生徒の学校給食費の無償化事業を実施いたしました。また、ソフト事業以外の、橋梁関係では、昨年度に引き続き、雷電橋の補修工事、水道事業では、狩場沢地区の水道管の耐震化工事、下水道事業では、東滝地区及び小湊地区の整備を進め、さらには、漁港整備について、白砂漁港の越波対策工事を継続して実施中であります。これも偏に議員各位の御理解と御支援の賜物と深く感謝と御礼を申し上げます。

我が国の経済状況を見ますと、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境は厳しさが増している状況であります。

また、国の動向としましては、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太の方針）において、世界を一変させた新型コロナウイルス感染症、国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵攻、気候変動問題など、我が国を取り巻く環境に地殻変動と言うべき構造変化が生じているとともに、国内においては、輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、災害の頻発化・激甚化など、国内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せているとしております。

こうした状況の下、まずは、緊急対策を講じることにより経済の腰折れを防ぎ、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとした上で、多様な働き方の推進など「人への投資」、脱炭素に向けた「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」、行政のデジタル化の推進など「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」などに取り組むことにより、「成長と分配の好循環」を早期に実現することとしております。

また、先の1月の、岸田首相の施政方針演説では、「我々が直面する、様々な先送りできない課題に、正面から愚直に向き合い、一つ一つ答えを出していく」として、その中でも、子ども・子育てについては、最重要課題と位置づけ、「社会機能を維持できるかどうか瀬戸際と呼ぶべき状況であり、従来とは次元の異なる少子化対策を実現したい」と力強く表明しております。

このような状況を踏まえ、令和5年度の予算編成に当たりましては、町の未来を担う、子どもたちに向けての政策を、喫緊の課題と捉え、小・中学校の児童・生徒への給食費の完全無償化を実施、その他の事業に当たっては、政策の優先順位を洗い直すとともに、無駄を徹底して排除しつつ、経営的視点を持ち、事業の最適化を図った予算編成といたしました。

さて、今定例会には、令和5年度における各会計の当初予算案をはじめ、令和4年度の各会計の補正予算案及び条例の改正案等合わせて34件を提案しておりますので、その概要について御説明申し上げ議案審議の御参考に供したいと存じます。

まず、「議案第1号 令和5年度平内町一般会計予算案」であります。歳入歳出ともに70億円

となり、前年度当初予算に比し6億8千万円（約4.5パーセント）減額となりました。

また、町税、地方交付税等は増額計上いたしました。が、不確定要素が多く過大な計上を抑制したこと、電気料ほか、物価高騰による経常経費が増大し、多額の一般財源を要することにより、財源が不足する厳しい予算編成となりました。

予算の歳出から申し上げますと、まず、職員等の人件費、扶助費、公債費等義務的費用のほか、実施する主な事業費用等について各款ごとに御説明いたします。

1 款議会費では、議員の報酬及び研修等議会活動に要する費用等6,206万円を計上。

2 款総務費では、庁用諸費、平内町役場庁舎整備事業費、防災行政用無線設備新設事業費、稲生地区避難所整備事業、空き家対策事業費、生活路線バス運行委託料、電算管理費、定住促進新築住宅及び家賃補助事業費、税の賦課徴収費、戸籍住民関係費、選挙費等合わせて11億3,406万5千円を計上。

3 款民生費では、町民バス高齢者等無償化事業費、町社会福祉協議会運営費、重度心身障害者医療費及び障害者介護・訓練等給付費、ひとり親家庭等医療給付費、保育所等施設型給付費、地域子ども・子育て支援事業委託費、児童手当事業費等合わせて10億9,403万5千円を計上。

4 款衛生費では、町民の健康増進と疾病予防管理等の徹底を図るための各種検診・乳幼児健診等及び予防に要する経費、乳幼児・子ども医療給付費、斎場つきき聖苑の管理運営費、じん芥処理費、一般廃棄物処理費、外の沢埋立地維持管理費等合わせて5億4,154万2千円を計上。

5 款労働費では、勤労青少年ホームの管理運営費等1,574万7千円を計上。

6 款農林水産業費では、農業団体等活動助成事業費、農業用道水路補修事業費、機構集積協力金等交付事業費、多面的機能支払交付金事業費、林道整備事業費、森林経営管理事業費、漁港建設事業費、ホタテガイ母貝確保緊急対策事業費補助金、ホタテ養殖の残渣等を処理するための廃棄物処理施設管理運営費、山村開発センター施設費等合わせて4億4,616万1千円を計上。

7 款商工費では、ひらないまるごとグルメ館総務事務費、ビジネス交流拠点構築事業費、地域活性化住宅リフォーム支援事業費、町商工業者に対する事業活性化資金・小口資金特別保証預託金、夏泊公園観光施設等に係る維持管理費、夜越山森林公園、花き温室等に係る維持管理運営費、平内いきいき健康館に係る指定管理費等合わせて1億9,742万5千円を計上。

8 款土木費では、急傾斜地整備事業費、道路新設改良事業費及び道路維持事業費、小湊港の港湾改良事業費、水害地帯環境整備事業費、白砂橋・間木橋地質調査及び小豆沢橋補修工事費、除排雪委託費、除雪機械購入費、公・町営住宅管理費等合わせて4億1,731万6千円を計上。

9 款消防費では、青森地域広域事務組合に対する負担金等常備消防費ほか、平内町消防庁舎管理費、非常備消防費等合わせて3億8,375万1千円を計上。

10 款教育費では、児童生徒の各種検診事業費、スクールバス運行委託費ほか、学校給食センター管理運営費、学校教育充実事業費、小・中学校の教育振興事業費、学校・家庭・地域連携協力推進事業費、体育施設費、公民館活動及び各種スポーツ振興費等合わせて5億6,378万4千円を計上。

11 款災害復旧費では、事務費用及び消耗資材費用14万5千円を計上。

12 款公債費では、各種事業実施に係る地方債の元利償還金等6億5,021万2千円を計上。

13 款諸支出金では、平内中央病院事業会計等、各特別会計への繰出金等合わせて14億9,275万7千円を計上。

14 款予備費では、昨年同額の100万円を計上いたしました。

一方、これらに対する歳入の主なものといたしまして、自主財源の根幹である町税においては、前

年度当初予算に比し1,000万円強の増額といたしました。

地方交付税では、国の地方財政計画をもとに町の見込額を計上。国庫・県支出金では、保育所等施設型給付費負担金を始めとしたそれぞれの事務・事業に対する負担金、補助金及び委託金を計上。町債では、それぞれの事業別、目的別の見込額を算出計上し、なお不足する一般財源につきましては、財政調整基金及び公共施設等整備基金を繰入し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第2号 令和5年度平内町国民健康保険特別会計予算案」ですが、歳入歳出ともに19億1,021万6千円となり、前年度当初予算に比し4,005万4千円（約2.1パーセント）の減額となりました。

予算の概要について歳出では、職員の人件費及び運営協議会費のほか、被保険者に係る保険給付費、県へ納付する事業費納付金及び特定健診・特定保健指導を実施するための保健事業費等に所要額を計上いたしました。

一方、歳入では、国民健康保険税のほか、医療給付などに対して交付される県支出金及び一般会計からの繰入金等を計上いたしました。

次に、「議案第3号 令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」ですが、収益的収入及び支出における収入の予定額は、医業収益で10億7,600万2千円、医業外収益で3億3,619万6千円、介護サービス事業収益で4,088万9千円を見込み、病院事業収益を前年度当初に比べ2,794万2千円増の14億5,308万7千円といたしました。

一方、支出については、医業費用を15億2,494万2千円、医業外費用を1,766万4千円、介護サービス事業費用を14万3千円とし、病院事業費用を前年度当初に比べ3,124万4千円増の15億4,274万9千円といたしました。

これにより令和5年度の収益から費用を差し引いた純損失は、8,966万2千円になる見込みとなりました。

次に、資本的収入及び支出における収入では、企業債を1億5,590万円、一般会計負担金を2億3,625万8千円計上いたしました。

一方、支出では、建設改良費を1億5,769万円、企業債償還金を2億3,146万8千円、医療職就学資金貸付金を300万円計上し、収入支出ともに3億9,215万8千円の同額といたしました。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収入と資本的収入を合わせて5億128万円計上いたしました。

次に、「議案第4号 令和5年度平内町水道事業会計予算案」ですが、収益的収入の基礎であります業務の予定量については、水道給水戸数4,365戸、年間給水量105万552立方メートルであり、これによる水道営業収益は2億7,397万3千円を見込みました。営業外収益では、一般会計からの繰入金、長期前受金戻入等で2,951万8千円となり、事業収益合計3億349万1千円といたしました。これらに対する収益的支出の水道営業費用は、2億3,394万6千円となり、営業外費用3,088万6千円と合わせ水道事業費用合計を2億6,483万2千円といたしました。これに消費税の精算等で、実質収支は3,865万9千円の純利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出については、収入で重要給水施設配水管布設事業等に係る企業債、国庫補助金及び負担金を見込み、収入合計で1億819万3千円を計上、支出では、重要給水施設配水管布設事業等に係る建設改良費として1億3,023万7千円、企業債償還金と合わせ支出合計を2億5,820万1千円といたしました。

なお、資本的収入が支出に対して不足する額1億5,000万8千円は、現年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんすることといたしました。

次に、「議案第5号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに2,425万3千円となり、前年度当初予算に比し8万8千円（約0.4パーセント）の減額となりました。主な歳出については、指定管理料と索道施設の管理運営に必要な最小限の諸費用を計上し、歳入では、一般会計からの繰入金をもって措置することといたしました。

次に、「議案第6号 令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案」であります。歳出では、職員人件費のほか処理施設及び合併処理浄化槽維持管理委託料、機械修繕費、施設改修工事、消費税、地方債の元利償還金等を計上いたしました。歳入では、使用料及び手数料、国庫支出金等のほか、町債として農業集落排水事業債、浄化槽市町村整備推進事業債、資本費平準化債をそれぞれ見込み、歳出との不足分については、一般会計からの繰入金をもって措置することといたしました。

これにより、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億9,248万1千円となり、前年度当初予算に比し3,483万7千円（約22.1パーセント）の増額となりました。

次に、「議案第7号 令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案」であります。歳出では、職員人件費のほか処理施設維持管理委託料、機械修繕費、漁集排施設機能保全工事費、地方債の元利償還金等を計上いたしました。歳入では、使用料及び手数料、県支出金等のほか、町債として漁業集落排水事業債及び資本費平準化債をそれぞれ見込み、歳出との不足分については、一般会計からの繰入金をもって措置することといたしました。

これにより、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億1,737万5千円となり、前年度当初予算に比し3,733万円（約3.2パーセント）の増額となりました。

次に、「議案第8号 令和5年度平内町公共下水道事業特別会計予算案」であります。本事業は、平成18年4月に小湊地区を中心に一部供用を開始し、現在の加入状況は、普及世帯1,994に対し、866世帯が接続しており、供用開始地区の接続率は43.43パーセントになっております。未普及地域が残っている状況でもありますので、本年度においても管渠工事を実施し、普及世帯の拡大並びに接続率向上を図るものであります。

予算の概要について歳出では、職員人件費のほか、処理場の維持管理費、建設事業に伴う各委託料及び公営企業会計移行業務委託費、管渠工事費、地方債に係る元利償還金等を計上いたしました。歳入では、使用料及び手数料、県支出金等のほか、町債として公共下水道事業債、資本費平準化債をそれぞれ見込み、歳出との不足分については、一般会計からの繰入金をもって措置することにいたしました。

これにより、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億7,402万8千円となり、前年度当初予算に比し1億487万8千円（約21.9パーセント）の減額となりました。

次に、議案第9号「令和5年度平内町介護保険特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに14億1,214万3千円となり、前年度当初予算に比し1,039万4千円（約0.7パーセント）の減額となりました。

予算の概要について歳出では、職員の人件費のほか、介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費に係る保険給付費及び地域支援事業費等を計上いたしました。歳入では、介護保険料のほか、保険給付費等に係る国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計からの繰入金を計上いたしました。

次に、「議案第10号 令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」であります。歳入歳出

ともに3億4,178万円となり、前年度当初予算に比し1,201万3千円（約3.6パーセント）の増額となりました。

予算の概要について歳出では、広域連合への負担金等を計上し、歳入では、後期高齢者医療保険料のほか一般会計からの繰入金等をもって措置いたしました。

次に、「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕」であります。国の第2次補正予算が令和4年12月2日付で成立したことに伴い、橋梁補修工事事業における国庫補助金の増額交付が決定されたことにより、早急に予算措置を講ずる必要が生じたことから、地方自治法の規定により、令和4年12月12日付で1,010万円の増額を専決処分したものです。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに80億8,206万7千円となりました。所要歳出の財源調整として、関連した収入見込額を増額し、なお不足する一般財源につきましては地方交付税を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕」であります。国の第2次補正予算成立による出産・子育て応援交付金が創設されたこと、平内中学校整備事業において、工事の予算に不足が見込まれること、ふるさと納税の増額による、返礼品等支出予算に不足が見込まれることにより、早急に予算措置を講ずる必要が生じ、地方自治法の規定により、令和5年1月18日付で2,038万6千円の増額を専決処分したものです。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに81億245万3千円となりました。所要歳出の財源調整として、関連した国県補助金や寄付金等収入見込額を増額し、なお不足する一般財源につきましては地方交付税を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕」であります。降雪量の増加に伴い除排雪委託料において予算不足が見込まれることから、早急に予算措置を講ずる必要が生じ、地方自治法の規定により、令和5年1月31日付で6,000万円の増額を専決処分したものです。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに81億6,245万3千円となりました。所要歳出の財源調整として、地方交付税を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第11号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は、全体的には各事業費の実績見込みや確定等に係る費用を計上し、歳入歳出ともに3,084万1千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出ともに81億3,161万2千円といたしました。

補正の主なものとして歳出の増額では、役場庁舎建設に係る、コンサルティング業務委託料、自立支援給付費、農業委員会費、ほたて貝養殖業構造改善緊急特別対策費補助金、廃棄物処理施設管理運営事業費、平内中学校用備品費、学校給食センター維持管理事業費等計上いたしました。

また、歳出の減額では、児童手当事業費、保育所等入所措置事業費、じん芥処理費、道路維持費及び橋梁維持費等、事業実績による減額が生じました。

これら歳出に対する財源調整として、歳出に関連したそれぞれの収入見込額の増減と町税及び地方消費税交付金及び地方交付税を増額したほか、青森地域広域事務組合振興基金返還金及びその他歳入超過分につきましては、財政調整基金において積立てや、基金繰入金の減額により財源調整し、歳入歳出同額といたしました。

一方、マイナンバー制度導入に係るシステム整備について、従来のサーバー作業に加えて、生体認証等機器の設置作業が必要となったことから、年度内の事業完了が困難であるため、繰越明許費の設定が必要となりました。

次に、「議案第12号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに1,318万9千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに20億3,509万8千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費を減額し、保険給付費、諸支出金等を増額いたしました。歳入では、県支出金、繰入金等を増額し、国民健康保険税を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第13号「令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」であります。収益的収入及び支出のうち収入では、医業収益を2,278万5千円、医業外収益を9,494万8千円それぞれ増額いたしました。これにより、病院事業収益は15億7,943万3千円となりました。

一方、支出につきましては、医業費用を4,524万8千円、医業外費用を156万4千円それぞれ増額いたしました。これにより、病院事業費用は15億6,407万1千円といたしました。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入では企業債を650万円、一般会計負担金を8,329万1千円、一般会計補助金を1万8千円それぞれ減額いたしました。これにより、資本的収入は1億8,142万1千円となりました。

一方、支出では、建設改良費のうち建物設備整備費を165万円、医療機器及び器具購入費を453万2千円それぞれ減額し、資本的支出を2億6,504万8千円といたしました。なお、資本的支出に対して不足する額8,362万7千円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんすることといたしました。

次に、「議案第14号 令和4年度平内町水道事業会計補正予算案」であります。今回の補正は、収益的収入及び支出の収入では、水道営業外収益の他会計補助金を170万円減額、一般会計補助金の営業外収益を1千円増額し、収益的収入総額を3億704万8千円といたしました。

また、資本的収入及び支出の収入では、企業債を320万円減額、補助金を220万1千円増額、負担金を39万6千円増額し、資本的収入総額を1億285万3千円とし、支出では、建設改良費を1,211万3千円減額し、資本的支出総額を2億4,309万9千円といたしました。

これにより、資本的支出に対して不足する額1億4,024万6千円は、現年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんすることといたしました。

次に、「議案第15号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出予算ともに428万4千円を減額し、予算の総額を歳入歳出ともに1億5,578万7千円といたしました。

補正の内容について歳出では、宅内汚水桝設置工事、浄化槽設置工事等を減額し、電気料、集排処理施設管理委託料を増額いたしました。歳入では、浄化槽設備修繕分担金、浄化槽使用料等を増額し、農業集落排水使用料、農業集落排水事業債、浄化槽市町村整備推進事業債等ほか一般会計繰入金を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第16号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに365万7千円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに1億1,704万5千円といたしました。

補正の内容について歳出では、宅内汚水桝設置工事費、漁集排施設機能保全工事等を減額し、漁集排施設機能保全業務委託料を増額いたしました。歳入では、使用料、排水設備検査手数料、一般会計繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第17号「令和4年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」であります。今回

の補正は、歳入歳出予算ともに2, 200万円を減額し、予算の総額を歳入歳出ともに4億6, 047万4千円といたしました。

補正の内容について歳出では、委託料等のほか、管渠工事の単独事業費の確定に伴い建設事業費を減額いたしました。歳入では、使用料を増額し、一般会計繰入金及び公共下水道事業債を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第18号 令和4年度平内町介護保険特別会計補正予算案」ですが、今回の補正は、歳入歳出ともに1, 457万7千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに14億7, 493万4千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費及び保険給付費を増額し、基金積立金を減額いたしました。歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入及び繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第19号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」ですが、今回の補正は、歳入歳出ともに254万1千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに3億3, 446万1千円といたしました。

補正の内容について歳出では、広域連合負担金を増額いたしました。歳入では、後期高齢者医療保険料を増額し、一般会計からの繰入金を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第20号 平内町個人情報の保護に関する条例案」、議案第21号「平内町情報公開・個人情報保護審査会条例案」及び議案第22号「平内町情報公開条例の一部を改正する条例案」につきましては、関連がありますので、一括で御説明いたします。いずれの議案も、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報保護法において、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的なルールが規定され、地方公共団体における個人情報保護制度の根拠が、条例から改正後の個人情報保護法の規定が直接適用されることに伴い、これまでの「平内町個人情報保護条例」を廃止し、新たに、「平内町個人情報の保護に関する条例」及び「平内町情報公開・個人情報保護審査会条例」を制定、また、「平内町情報公開条例の一部を改正する条例」については、必要な整備をするため一部を改正するものであります。

次に、「議案第23号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」ですが、青森県人事委員会の勧告を踏まえ、技能職の給料表を改正する必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第24号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」ですが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日から施行されることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第25号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」及び「議案第26号 平内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」につきましては、関連がありますので、一括で御説明いたします。昨年9月、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた園児が亡くなるという事案が発生しました。この事案を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、児童の安全確保に関する計画の策定及びバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正が行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第27号 平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案」ですが、国で

は地価水準の変動により固定資産税評価額の格差が生じていることから、最新の評価額を踏まえた道路占用料に改正を行うこととしており、これに伴い当町においても、国の単価に準じて道路占用料を改正するものであります。

次に、「議案第28号 平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」であります。会計年度任用職員のうち、パートタイムで勤務する者の給与の計算期間について、令和5年4月1日より正職員と取り扱いを統一することにより、給与支給事務を効率化したこと、改正するものであります。

次に、「議案第29号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」であります。漁港工事に際し、受益者から分担金を徴収するものであり、現在事業を実施しております白砂漁港、稲生漁港分について、条例及び平内町漁業協同組合との取り決めに基づき、町負担分の20分の1の額について賦課徴収を行うために提案するものであります。

次に、「議案第30号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」であります。港湾工事に際し、受益者から分担金を徴収するものであり、現在事業を実施しております小湊港間木地区分について、条例及び平内町漁業協同組合との取り決めに基づき、町負担分の20分の1の額について賦課徴収を行うために提案するものであります。

次に、「議案第31号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について」であります。同組合の構成団体として八戸市を加入させること及び共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に、八戸市及び十和田市を加えることから、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により協議する必要が生じたことから提案するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い、御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



**議 長（船橋健人君）** 以上で、本日の日程は終了いたしました。

3月6日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。どうもご苦労様でした。

（午前10時55分 散 会）

---

本日の会議に付した事件

日程第1、一般質問

日程第2、質 疑

日程第3、予算特別委員会設置

日程第4、議案付託

日程第5、陳情付託

---

出席議員 10名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	2 番 田 中 大君
3 番 小笠原 智鶴子君	4 番 亀 田 弘 徳君	5 番 田 中 茂 勝君
6 番 太 田 満 則君	8 番 倉 内 清 一君	9 番 佐々木 徳 正君
10番 田 中 光 弘君		

---

欠席議員 なし

---

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 田 中 正 美君	税 務 課 長 渡 邊 仁 志君
町 民 課 長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 塩 越 信 子君
福祉介護課指導監 竹 達 暁 教君	健康増進課長 松 山 秀 子君
健康増進課指導監 大 水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯 田 千代志君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 飯 田 剛 志君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 船 橋 英 樹君	代表監査委員 加 藤 隆 弘君

---

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一 成 事務局長補佐 片 山 潤 一

---

振鈴(午前10時00分 開 議)

議 長(船橋健人君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が10人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。



## 日程第1 一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、2番田中 大君の登壇を許します。（「議長、2番」の声あり）はい、2番田中 大君。

2番（田中 大君） 皆さん、おはようございます。

すっかり春めいてきた今日この頃ですが、いよいよ11日の土曜日には管内3中学校最後の卒業証書授与式が挙行されます。3校はともに70余年の歴史を積み重ね、これまで数々の伝統と栄光の歴史を刻んでまいりました。卒業する生徒の皆さんには各校の伝統、歴史、校訓を胸に抱いて、それぞれの夢に向かって羽ばたいてほしいと願っております。

また、4月には平内中学校が開校となりますが、在校生や新入生の皆さんには新しい環境の下、新しい友達と協力し合いながらも、互いに切磋琢磨して、自分たちの手で平内中学校の歴史と伝統を築き上げてくださいますことを期待しております。

さて、燃料費や物価の高騰、ロシアのウクライナ侵攻など、暗い話題が多い中、6月からは新しい県政がスタートします。新たな県のかじ取り役には、県民が安心して暮らせるような政策の立案、実行を期待しまして、一般質問に入ります。

「電気料金高騰対策について」と題しまして、原油価格の高騰や急激な円安進行などを受けて電気料金の値上げが顕著となってきており、さらには2月の食料品など5,000品目を超える値上げで、自治体、事業者、家庭のお財布を圧迫しておりますが、東北電力から4月より30パーセント以上の電気料金値上げのお知らせが届き、驚いているところであります。仮にこれまで年間の電気料金が12万円と仮定した場合、実に年間で3万6,000円以上の負担増となります。オール電化住宅においては、実質、負担額は年額で十数万円、住宅の規模によっては数十万円の負担増も見込まれます。

こうした中、全国の自治体に目を向けてみますと、住宅用LED照明器具購入費等に対して補助を行っている自治体が見受けられます。埼玉県坂戸市の住宅用LED照明器具購入等補助制度、和歌山県御坊市の住宅用LED電球等購入費補助などが参考になります。

このうち、坂戸市ではLED照明器具購入費を1台当たり2分の1以内、上限額1台5,000円、LED照明器具改修工事費用1台当たり2分の1以内、上限額1台7,000円となっております。また、いずれも市内の電気店で購入か、市内の電気工事店等で購入または交換工事という条件となっております。

2015年施行の水銀による環境の汚染の防止に関する法律では、2021年1月以降、水銀を使用した製品のうち、基準を超えるものは規制の対象となり、製造できなくなりました。実は蛍光灯にも水銀が使われており、蛍光灯器具と蛍光灯でも水銀の使用量が基準を上回る場合は規制の対象となりました。2030年までに全ての照明器具をLED照明にするという国の目標も影響し、2017年頃から各メーカーが自主的に蛍光灯器具の生産を終了しています。中には蛍光灯の製造をやめるメーカーもあり、蛍光灯が入手困難となる日がやってくるかもしれません。

さて、LED照明は発光ダイオードを使用した照明器具であり、21世紀の明かりとして登場しました。このLED照明器具は、低消費電力、そしてまた長寿命といった特徴を持っている照明器具であることは皆さんもご存じのことでしょう。LEDの消費電力は白熱電球の約20パーセント、蛍光灯の約30パーセントと言われております。寿命も、白熱電球は約1,000から2,000時間、蛍光灯は約6,000から1万2,000時間であるのに対し、LEDの光源寿命は約4万から6万時間となります。仮に4万時間のLEDを1日10時間点灯、年間3,000時間点灯したと仮定し

た場合、10年間は寿命がもつということになり、白熱電球の数十倍、蛍光灯の数倍も寿命が長いということになります。

LEDの最大のメリットは、低消費電力により約34パーセントの省エネ効果が見込まれることです。長寿命で電力消費量の少ないLED照明は、従来の照明に比し、大幅なコスト削減が可能になります。インシヤルコストはかかりますが、ランニングコストが低いため、比較的短時間で費用を回収することが可能です。また、LED化によりCO<sub>2</sub>の排出量削減にもつながります。

町内の電気関連工事業者にお話を伺ったところ、既存住宅のLED化改修工事は件数が右肩上がりが増えてきているとのことでした。また、店舗照明のLED化改修工事を行った事業者は、毎月の電気料金が大幅に減額になったと言っておりました。

しかしながら、LEDにもデメリットはあります。インシヤルコスト、初期費用が高いという点です。最近では改良や価格競争が進んだことでLEDの価格も下がってきておりましたが、従来の照明器具に比べ、LED照明自体の価格は高めに設定されていることから、一気にLEDに交換する場合は初期費用が負担となります。

LED化によるメリットとデメリットを比較した場合、明らかにメリットのほうが上回っていると考えられますので、電気料金高騰対策に加え、CO<sub>2</sub>削減にもつながるため、我が平内町でも埼玉県坂戸市や和歌山県御坊市の補助制度を参考に町独自の補助制度を創設すべきと考えます。

補助対象は、事業所、住宅、集合住宅が想定されますが、以前の田中茂勝議員の質問に対する答弁にもありましたとおり、新庁舎は別にして、町の公共施設や学校のLED化もあまり進んでいないとのことでありました。LED化促進については、町が率先して取り組むことで一般家庭のLED化に広がっていくものと考えられます。

そこで、LED化に向けた町民に対する補助制度の創設と町公共施設のLED化の見込みについて、町の考えをお伺いします。以上で壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、町長。

**町長（船橋茂久君）**皆さん、おはようございます。

それでは、田中 大議員のご質問にお答えいたします。

「電気料金高騰対策について」であります。初めに「町公共施設のLED化の見込み」につきましては、さきの令和4年12月議会においてもご説明いたしました。近年において新設した平内消防署や大島のトイレであるオーシャンビュー夏泊崎などにつきましては、当初よりLED照明を設置しております。また、既存施設につきましては、ほたて広場は全面LED化済みであり、全面ではありませんが、平内中央病院は照明の多くをLED化、役場庁舎においてもLEDと同様に省エネ効果の高い照明であるE-COOLを事務室に設置しております。さらに、加えて、令和5年度では町立体育館のLED化実施のための工事費用として約3,000万円を当初予算に計上したところであります。

このように、町公共施設の全面LED化につきましては、各施設において異なりますが、LED化に係る初期費用が高額になるケースも見られることから、町公共施設においてLED化未実施または一部のみの実施と、全面実施が多く施設できていないのが現状であります。

いずれにしましても、既存照明である水銀燈や蛍光灯については、各メーカーとも製造中止や生産縮小など、いずれは入手できなくなっていくことから、LEDなど省エネ効果の高い照明への移行も今後計画的に進めていく所存であります。

次に、「町民へのLED化補助制度の創設」につきましては、ロシアのウクライナ侵攻や円安による

燃料価格の高騰が電力業界に打撃を与え、電気料金の値上げとなり、オール電化の住宅は冬の暖房費等で月10万円を超える電気料金の請求など、報道され、認識しているところであります。

また、役場庁舎等、町の公共施設においても、前年同月比で約3割を超える電気料金請求があり、厳しい財政運営を強いられているところであります。さらに、令和5年4月以降にも、電力会社より再度電気料金の値上げの通知も届いていることから、現在の町の財政状況においては、町民へのLED化の補助制度の創設につきましては大変難しいものと考えているところであります。町民の方へは、住宅をリフォームする際に住宅全体のLED化は難しいといたしましても、頻繁に利用する居間や台所などの照明器具のLED化については、既に事業予算化されている「平内町地域活性化住宅リフォーム支援事業補助金制度」の活用をお願いしたいと考えております。以上であります。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、2番田中 大君。

**2番（田中 大君）** 私の今回の一般質問は、LED化をメインとした質問でありました。オール電化住宅に住んでいる方からもお話を聞く機会がございました。蓄熱暖房機は電気代がかかるから、思い切って省エネ寒冷地用エアコンに替えた、昨年同月比で電気代が数万円安くなったとの声をいただきました。

電気料金高騰対策として、LEDのみならず、省エネに資する家電等購入や入替えへの補助も視野に入れて検討くださいますようお願いいたしまして、質問を終わります。

**議長（船橋健人君）** 2番田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、10番田中光弘君の登壇を許します。（「はい」の声あり）10番田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** おはようございます。通告の順に従いまして、一般質問を行います。

第1点目は、「ホタテ養殖経営体について」であります。

町の基幹産業であるホタテ養殖業。ホタテは、生産物の中でも輸入体制の農産物と比べ、生産量の5割が輸出していることは貴重な産物である証拠であり、見通しが明るい産業と言えます。しかしながら、漁協組合の将来の経営体を見据えた際には、安堵できない状況ではないでしょうか。

5年前の平成29年10月から11月にかけて、陸奥湾ホタテガイ養殖生産構造調査として、陸奥湾内の10漁業協同組合を通じて、ホタテ養殖を営む全1,017経営体を対象にアンケートを行いました。データを基に、陸奥湾における10年後の養殖ホタテガイの生産者の状況を推定したものであります。結果は、一つに、年齢が70歳以上の経営体のうち132経営体が10年後に廃業すること、二つ目に、60歳代の経営体の年齢が70歳以上となり、全経営体の中で70歳以上の経営体の比率が最も大きくなる、三つ目に、後継者の年齢が50から60歳代と高く、年齢の若い39歳以下の経営体数が増加するには、孫の世代が継ぐか、新規参入が必要となるとの結果でありました。

町の計画である平内町過疎地域持続的発展計画、これは令和3年度から令和7年度までの計画であります。この計画でも、当町のホタテガイ養殖経営体、漁業者のことでありますが、少子高齢化を反映して減少傾向にあり、平成25年から5年間で41戸、8.1パーセントが減少し、漁業後継者対策強化に取り組む必要がある。また機械化による省力化が進む一方、ホタテガイ養殖産業の共同化、組織化を視野に入れた検討が急務となっており、関係機関と連携しながら進める必要があるとしております。

私は、経営体の方向性について、第1次平内町創生総合計画、また平内町過疎地域持続的発展計画の共同化、組織化を視野に入れた検討が急務との位置づけから、2017年（平成29年）と2018年（平成30年）第4回定例会で経営学を基に質問した経緯があります。

私は、この案件はそもそも産業団体である平内漁協が主体となって真剣に取り組むべき課題であり、行政は支援する立場であると理解しております。その上で、町の計画に位置づけていることから、その経緯についてお伺いするものであります。

一つ目に、共同化、組織化の趣旨の件については、漁協理事の意思はどうなっているのか、また、理事会の案件に入っているのか、お伺いいたします。

二つ目に、組合員から一向に趣旨の件についての話題が聞こえてこないのではありませんが、前回の質問で勉強会を開催すべきとの問いに、将来を見据え、組合全体と共有していきたいとの答弁がありました。そこで、この間の経緯をお伺いいたします。

2点目は、「きめ細やかな除雪体制について」であります。

今シーズンは断続的な降雪が続かなく、例年よりは家屋周辺の除雪回数は少なく、毎年、今シーズンのようにであればと誰しもが願っているのではないのでしょうか。例年ですと、自力で除雪が困難な方々にとっては、いかに冬を過ごしていくかが常に大きな課題となっております。

そのような折、今シーズンから平内町高齢者等雪下ろし費用助成事業を設置したことは、行政が町民に寄り添った施策であると理解しています。

その中で、日常的に起こり得る玄関から道路間口までの除雪は、健常者からは「健康のためにと励んでいる」との声も多く聞かれますが、自立で除雪が困難な方々にとっては真逆であります。これまで私は支援体制として、登録者に町で利用料を助成する福祉除雪制度でシルバー人材センター会員が定期的に見回り、除雪する、センター会員にとっても冬期間の仕事の確保の点からも一石二鳥であることから制度化の実現を求めてきましたが、この件は今後の課題とし、次の点をお伺いいたします。

一つに、何事も実態をつかんでいかなければ具体的な対応が進みません。そこで、管内で支援を必要としている除雪困難一人暮らし者数を把握しているのか。把握しているなら、その範囲内でお伺いいたします。

二つ目に、自力で除雪困難一人暮らし年金者にとっては、有料が発するシルバー人材センターに要請している方もおります。しかし、国民年金受給者にとっては、除雪者が2人1組であり、料金も2人分であるので躊躇している方もおります。しかも、要請後にも除雪日程もあり、早急な体制となっていないので、依頼してもじくじたる思いをしております。

そこで、町内会で支援する体制が必要であると強く思うわけであります。その際は、報酬また、無報酬かを含め、町内連合会と協議を進めるべきと思いますが、見解をお伺いし、壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 町長。

**町長（船橋茂久君）** それでは、田中光弘議員のご質問にお答えをいたします。

第1点目の「ホタテ養殖経営体について」であります。まず、当町の養殖ホタテガイについては、令和4年の出荷量は3万8,000トンとなり、過去5年間の平均数量より少ないものの、単価が高めで推移したことから、ホタテだけで約81億円、ナマコ等を含めた全体では92億6,000万円となり、平成29年度に次ぐ歴代3番目の水揚げとなりました。

一方で、県全体の約半分の生産量を誇る当町のホタテ養殖業ではありますが、近年、ホタテガイ養殖経営体（漁業者）は、養殖が本格化した昭和58年には753戸であったものが令和3年には438戸と、年平均8.2戸ずつ減少しております。

こうした現況を踏まえ、町では「第2期平内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「過疎地域持続的発展計画」の中での対策として、「基幹産業である漁業の会社組織化など、地元企業の育成」や

「ホタテガイの養殖産業の共同化や組織化を視野に入れた取組を行い、ホタテガイの大型化と安定した生産体制の構築に取り組む」としております。

そこで、ご質問の一つ目「共同化、組織化の趣旨の件について、漁協理事の意思と理事会案件に入っているのか」については、漁協に確認したところ、共同化、組織化について理解しているが、今の現状ではそれをするもののメリット、デメリットや設備投資等、未知なる不安と自身の情報不足のため、理事会案件には入っていないとのこととあります。

次に、二つ目の「4年前の質問、答弁に対するこの間の経緯について」であります。勉強会については開催できず、今に至っております。その理由としては、将来的には漁業の組織化・共同化に向け、何らかの取組は必要であると認識はあるものの、漁業者自体の機運の高まりや見受けられないことなどが一因であります。

今後、後継者不足に悩む複数の漁業経営体が組織化・共同化することにより収益の向上も図られるとともに、コストの削減につながることを期待されることから、町としては勉強会等を進めていただきたいと思います。このような取組は行政等からの押しつけで行うものではなく、漁業者の主体的な取組として行われることでその効果が期待できるものと考えております。

このことから、現段階で町から漁業関係者に対してアクションを起こすことは考えておりません。ただし、今後、漁協、漁業者側の機運が高まり、組織化・共同化へ取組が始まったときには、改めて何か支援できるか検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「きめ細やかな除雪体制について」であります。現在、自力で除排雪が困難で、一定の条件を満たす高齢者・障害者世帯への支援につきましては、町社会福祉協議会及び役場福祉介護課が窓口となり、除雪ボランティアを実施している状況でございます。また、除雪ボランティアの対象外となった方については、シルバー人材センターを利用していただく等、関係機関とともに連携して除雪環境を整備しているところであります。

そこで、一つ目の「管内の除雪困難一人暮らし者数の把握について」であります。町社会福祉協議会が毎年実施している一人暮らし高齢者等の調査において、民生委員が各世帯を訪問し、家族状況等の確認を行う際、自力で除雪ができるかどうかの確認についても併せて行っております。令和4年4月1日現在の人数といたしましては、一人暮らし高齢者567名のうち、自力での除雪が困難で、近隣にも協力者がいない方は15名であり、個々の状況についても社会福祉協議会と情報共有を行っております。

次に二つ目、「町内会での支援体制について」につきましては、町では毎年雪が降り始める前に各関係機関による除雪ボランティア体制に関する意見交換会を開催しており、町内連合会にも関係団体として出席していただいております。これまで町内連合会からは、町内会に除雪機はあるが、高齢者には使いこなせない、また、若者は仕事のため日中不在で町内の除雪は難しいという状況を伺っております。

シルバー人材センターや除雪業者への費用を捻出することが難しい世帯への支援につきましては、これまでどおり除雪ボランティアでの対応を基本とし、町内会での支援につきましては、町内会ごとにそれぞれ事情もあり、状況が異なることから、全ての地域について一律の支援を行うことは困難であると考えておりますので、それぞれの地域、どのような支援が可能であるかを、今後、意見交換等を通じて連合会と情報共有を行いながら検討していきたいと考えております。以上であります。

議長（船橋健人君）はい、10番田中光弘君。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君）最初、ホタテの養殖経営体についてであります。答弁は大体そうだろうと

理解しております。何分、先ほど壇上でも述べましたが、漁協が主体となって行政が支援する、サポートする、これは本来の姿であると私も理解しております。しかしながら、せっかくこのように計画を立てていながらも前に進んでいないという状況を見た場合に、このままではいかんじゃないのではないかなということでも今質問しているわけでありまして。

湾内の行政、自治体、7市町村ありますが、その中で、平内町と同様にこの長期振興計画、総合戦略、過疎計画の3つの計画がありますが、その中で共同化、組織化というのをうたっているのは横浜町だけです。あとの自治体は、それぞれ自主的にスリム化、経営体質を特に強化するという抽象的なことにとどまっております。その点、横浜町も平内町と同様にこの共同化、組織化。ましてや、平内町の場合は湾内の半分を占める生産量ということであれば、私は将来に向けて、10年先、20年先に向けた経営体についてはもっともっと真剣に取り組んでいかなければならないと。

しかしながら、漁協としては、現在の段階ではちょっと無理だという。こう周りを見ましても、そういう漁協自体、理事会自体がその場に行っていないというのは分かるんですが、しかし、今現在はそうであるけれども、10年、20年、30年たった場合に、私は非常にこの高齢化社会という流れの中で、平内町の養殖経営体というのはますます尻すぼみしてしまって、ホタテ養殖業、平内町というのはなかなかそのまま尻すぼみになっていくという危機感があります。漁協任せとしているのであれば、私はますます前に進まない。機運が高まるまでちゅうけども、なかなか今の現状は無理だと思います。

そういう中で、やっぱり支援する立場である町としても、幾らかこうそういう手を打つようなことを漁協にもっともっと発信してもよろしんじゃないか。このままでいけば、ますます衰退する、そういうことでこういうおそれがあります。

町長にもう一回お伺いしますが、そういう中で、やはり町としてもそういう機運を高めていくような施策、手だてこれを少しでも漁協に働きかけていく必要があると思うんですが、その点、もう一度お願いいたします。（「議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** 田中光弘議員の質問にお答えいたします。

確かに漁協はそういう経営体、共同体、なかなか勉強会等を開かないということは、私もじくじたる思いを持っております。なぜならば、やはり漁業者は現在のキャッシュを掴むこと、これで精いっぱいでございます。それでは我が平内町のホタテ養殖事業は永続していきません。やはり後継者をその都度つくって、その方々が頑張ってくださいということが最善かと思っております。ただ、役場が養殖事業を行うわけではございませんので、その辺は漁協にも十分お話しした上で、今後対策を実施していきたい、こう思っております。以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** 町長の言ったことは大変理解しております。私は、やはりこの支援、サポート、行政として、その取組、町としてはこういうふうにごう取組みます、考えておりますということをごう真剣にごう取ってもらごうというか、していくためにも、今の水産課の体制というのをごう具体的な進めていくために、ごうやっぱり一人でも増員して、それ専用にごうこういう役割を果たす職員も必要ではないかなごう思うんですが、その点についてはいかがですか。

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** 専門の職員を置いて進めてはどうかごうというお話かごう思いますけども、今、我が役場では、今年度にごうですごうね3名ごうくらい自主退職してごうおります。いづれにごういたしまごうしても、職員の数ごうは

減っております。大変我々も苦慮しております、来年度の採用について、その辺を十分考慮して採用していきたいと考えております。以上です。（「はい、わかりました」の声あり）

**議長（船橋健人君）**以上で、10番田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

続いて、6番太田満則君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）6番太田満則君。

**6番（太田満則君）**はい、6番太田満則でございます。通告に従って質問いたします。

その前に、少し所感を述べさせていただきます。

これまで3年間にわたるコロナウイルス感染症への対応がこの春から大きく変わろうとしております。一番大きく変わる、あるいは変わるであろうと思われることが、いわゆる自己責任だということになると、それが強調されていることだと思っております。マスク一つにしても、する・しないも自分で考えて、結果については自己責任、こういうことだと思います。

私は、これまでの町長の対応もどうだったのかなと思います。ちょうど3年前の今のこの時期、町内のある店舗のシャッターに臨時休業の貼り出しの紙が掲げられました。町内でもコロナウイルス感染症が発生したのでは、こう話になりました。そこで、これからもこんな事例が発生するのではないかとということで、対応はと、この場で質問をしました。したところ、町長はコロナウイルス感染症に罹患した人はいないし、これからも町では発生しない、このようにこの場で話をしました。

あれから3年、町では累計でどのぐらいの人、あるいは患者が発生したのか。もちろん私は分かりません。が、しかし、私の周りでも、あの人、この人と、実名で何人かの名前を聞きました。その後、昨年7月30日付の新聞に、町長のコロナ陽性が判明。8月8日までのホテルに隔離されると載りました。

思い出していただきたいと思っております。先ほど話したみたいに、町には発生していないし、これからも発生しない。ただ単に、淡い思い、期待を言っただけなのかということがございます。ただ、その後の結果からいけば、責任は重大だと思います。町内ではコロナに関する防災無線が流れると、また誰かコロナウイルス感染症の患者が発生したから、皆さんに気をつけるようにとこう言っているのではないかなどとの話を聞きます。なぜならば、役場はいろんな情報が集まる場所だからと思っただけからだと思います。その意味で発言には十分気をつけて欲しいなとこう思います。

また、この時期が近づくと、12年前の東日本大震災の記憶が蘇って参ります。この場にいた人も何人かいたかと思っております。昨年は国から、日本海溝での大地震が発生した場合、津波に伴う水害地域が発表されました。町内でも浸水想定区域が散見されるなど、被害を受けるおそれがあると発表になったところがございます。

皆さんの意識を高めるための防災訓練、水害訓練の実施をする必要があると思っております。その意味で、私は町の人たちの意識が高まるのではないかとこのように思っております。

昨年、一昨年と、津軽地域、下北地域で線状降水帯が発生、甚大な被害を発生させました。その影響を受け、いまだに全面復旧はしていなく、逆に大切な住民の足である鉄道存亡の危機にあるなど、防災意識は常日頃から心に留め置く必要があると思っております。

それでは、第1点目の質問、「町長の主な公務日程について」であります。

この町長の主な公務日程については、各種行事への参加等を知る必要があること、あるいは町民の町への陳情・要望のため、町長の所在時間、在庁時間を確認する必要があると、住民からの要望に基づき質問し、実現したところであります。あわせて、町長等の交際費支出状況についても同様であります。しかし、この日程に記載されていない事例も多々あるということで、改めてまたこの場で質問するところでございます。

例えば、今年の1月、職員の母親が亡くなったに伴う葬儀等、あるいは去年ですけれども、11月27日午後、青森で車を見た。町長車ですね。それから、11月12日、同じく青森でと。また、6月18日午後、青森で車を見たという話でございます。もちろんこの中には私も直接見たのもありますし、そうでなくて、町民の方々からこういうのがあったけどどうなんだと、こういうような問いかけがあったので、改めて質問するわけでございます。いずれにしても、町長等の主な公務日程に記載されていないものが、これが多々あるということでございます。

私は、前にも町長が青森の某デパートから食材と思われるものを買い出し、公用車に積むのを見た人がいると、この場でも話したことがあります。その際にも言ったんですが、町長はいろんな場所で見られているので、やっぱりそこら辺は気をつけなければ駄目なんでないのと、こう言った思いがあります。

確認します。これからこの後、私、そっちに席を移して、公務日程には記載されていないものが多々あるということでまた質問をいたしますので、その際はちゃんと答えていただきたいなとこう思います。

次に、2点目の「ホタテ残渣保管施設と病院事業会計、水道事業会計について」であります。

まず、ホタテ残渣保管施設であります。茂浦地区に昨年建設されたホタテ残渣の保管施設は、この議場で説明をした三共刃型によれば、残渣物はたしか98パーセントなぐなると話をしました。残り2パーセントも水分等で蒸発するような話をここの場でしました。その当時、誰も半信半疑ながら、そのようなことになるのならと期待を抱かせる話でもありました。事業者は、必要な資金50億円はファンドで募ると。そして、目途がついたと、ある町内会場で話をしたと聞きました。その場には町長も参加していたとも聞きました。私は在職当時、予算編成時にホタテ残渣物の処理費用に町、漁業と費用を折半、町負担分として年間4,000万円を支出していたと記憶しております。これは、皆さん、今は閉めていますけれども、外の沢の焼却施設であります。三共刃型がファンドで資金を調達できたとしても、毎年返済時には元金に利息を加味した分を返済しなければならず、事業として継続できないのではないかと、この場で話をしました。

その後、案の定、話は進まず、青少年ホームで残渣処理事業に関する複数事業者の説明があり、久しぶりに三共刃型の関係者を見ました。その席で三共刃型の関係者は、町に来たのは町長からの案内で、その後こちらに来たところ話をしております。先ほど話したみたいに、茂浦での残渣の保管施設これはあくまでも保管施設であります。この後どうするのか。先ほど同僚議員がらも質問がありましたけれども、改めて確認したいと思います。以上、壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、町長。

**町長（船橋茂久君）**それでは、太田満則議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の「町長の主な公務日程等について」であります。町長の公務日程等の公開につきましては、町民への情報公開と情報発信、加えて透明性の高い公正な町政運営に寄与するものと考え、町ホームページ上で公開しております。毎週、週末の金曜日までには、次の週1週間分の町長の公務日程を公開することを基本としているところではありますが、文書での正式な公務依頼が届かない状況や電話での公務依頼などの急な公務の追加、変更などは公開に間に合わないこともあるほか、年末年始や5月の連休など役場の休みが続く場合や担当者の不在や他事務処理の兼ね合いなどにより、確定している日程のみで2週間分をまとめて記載する場合があります。

また、交際費の支出方の公表につきましては、平成28年12月に「平内町交際費の支出基準及び

支出状況の公表に関する要綱」を制定し、要綱に基づき、適正な支出をした上でホームページ上で公表を行っているものであります。

次に、議員ご指摘のご不明と思われる公務日程であります。令和4年6月18日につきましては、前日の17日金曜日でございますが、東京都において全国町村会正副会長会の会議等があり、18日は東京都から新幹線での帰路で、駅まで公用車の出迎えを受けたものであります。また、令和4年11月12日土曜日でございますが、平内町立小湊中学校閉校記念式典へ出席、11月27日日曜日につきましては外ヶ浜町において東津軽郡選出青森県議会議員の福士直治氏の後援会後の懇親会に出席したものであり、最後に令和5年1月での葬儀につきましては、1月6日金曜日でございますが、1月7日土曜日の両日、町職員のご母堂様の葬儀へのご案内があり、参列したものであります。いずれも公務として公用車の迎え、出席、参列したものであります。今後とも、公務日程及び交際費の支出につきましては、適正に運用してまいります。

次に、第2点目の「ホタテ残渣保管施設、病院事業、水道会計等について」の一つ目、「ホタテ残渣保管施設について」であります。まず、茂浦地区に建設した「ホタテ残渣保管施設」については、平内町漁業協同組合からの要望により、各漁港から出た残渣を処分場まで搬出するまでの一時仮置き施設として整備したものであります。それまでは近隣の屋外に野積みした状態で管理しておりましたが、悪臭などの発生による衛生環境の問題があったことから、それを解消するための施設として整備したものであり、焼却施設としての計画は当初からございませんでした。

さて、当町で発生している令和3年度の養殖残渣は約3,500トンと、令和2年度より約1,200トンほど多くなっております。これは、国庫補助事業を活用しての洋上洗浄機の導入や海況変動を予測した施設管理で効果を上げているもので、付着物が予想以上に多かったものと思われま

一方、残渣処理については、八戸市の大平洋金属株式会社では、リサイクル原料として、岩手県九戸村の株式会社いわて県北クリーンでは焼却という形で処理を委託しております。しかし、県境を越えた一般廃棄物の処理は一時避難的なもので、できるだけ早い時期に町内で処理できる施設が必要であると以前にも答弁しております。

現在、養殖残渣の処理については、多くの事業者から問合せはあるものの、7年前から当町を訪れ、残渣についての知見も豊富な三共刃型工業株式会社のバイオ処理には大変興味深いものがありますが、県内の大学でも再資源化の研究が始まっており、残渣の処理方法については選択の幅を広げて検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、ホタテ残渣の処理につきましては、町のホタテ産業の発展に関連することから、廃棄物処理法に基づき、適正かつ持続可能な取組を展開してまいりたいと考えております。

次に、二つ目の「病院事業会計・水道事業会計は健全な経営になっているか」についてであります。病院事業については、議員ご承知のとおり、令和3年度の決算では5,734万円の純利益となっておりでございます。公営企業法の全部適用にし、経営改革に取り組んで以降、平成27年度から7年連続で利益を計上することができております。この7年間の一般会計繰入額については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した特殊事情分を除くと、総務省通知に基づく繰り出し基準のルールの内であり、経営改革の成果は着実に表れ、ここ数年は順調な経営で推移していると思っております。

また、水道事業についても、令和3年度の決算では7,519万円の純利益となっており、次年度以降の資本的支出の補填財源とするため、内部留保資金に積み立てております。また、過去10年を見ましても純利益を計上していることから、良好な状況にあると判断しております。

さて、議員ご質問の内部留保資金で会計の帳尻を合わせているとのご指摘であります。議員もご承知のとおり、内部留保資金とは減価償却費など、実際にお金の支出がない費用計上によって生じた資金を内部留保資金といいます。この資金は、主に施設整備の費用やこれまでに行った施設整備のために借り入れた企業債の元金返済の財源として使われます。この内部留保資金を財源として整備された施設の費用は、その翌年から減価償却費として費用に計上され、内部留保資金として積み立てられます。この仕組みが毎年度繰り返されているものでございまして、決して帳尻合わせをしているものではなく、企業会計の経理の法則にのっとって処理しているものでございます。

いずれにいたしましても、企業会計の基本であります独立採算を目指し、今後とも取り組んでまいりますので、議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げます。以上でございます。（議長、暫時休憩願います）の声あり

**議長（船橋健人君）** 暫時休憩いたします。

（午前10時55分）休憩

（午前11時05分）再開

**議長（船橋健人君）** 休憩を取り消し、会議を再開します。（議長）の声あり）はい、6番太田満則君。

**6番（太田満則君）** それでは、先ほどの1点目の「公務日程と公用車の使用について」確認をいたします。

先ほど、私、壇上でも言いましたし、町長もそのとおり、ちょっと日程に合わせて行っているものを記載していると、こう話をしました。これから私が話をするのは、載っていないものを言います。今回、これを質問するに当たり、私、毎年なんですけども、公用車の運転日報の写しが欲しいということで毎回こう話をしていました。今回も10日ほど前に話をしたんですが、まだ上がってきませんので、それ来ればもしかすれば話をするのが大分省けた分もあるのではないかなと思いつつ、話をします。

まず、話は去年の11月26日土曜日、見ますとホテル青森での結婚披露宴このようになってございます。こう書いているぐらいだから、公用車使ったのかなとこう思います。まずこれを確認したいなとこう思います。（議長）の声あり

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** その12月の（「11月26日です」の声あり）11月26日ですか、（「はい、11月26日土曜日です」の声あり）それについては、公用車を使用しております。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 太田満則君。

**6番（太田満則君）** 今話したみたいに公用車を使っていたということでございます。実は、これ平成22年9月16日、東京高裁での判決があります。その判決は、職場の上司としての招待であれば、これは違法ですと。こういう東京高裁での判例があります。これに合わせれば、町長、その後の交際費を見ますと、交際費の支出には記入されておられませんので、町長自前で払ったのかなと、町のお金は使わなかったのかなと、こう思いますが、今話したみたいに、公用車の使用は違法ですと、こういう具合に高裁で判例があります。ですので、もしこの判例に合わせるとすればですよ、あわせるとすれば、この公用車を使う、これは使えないと、使ってはいけないものだったということになるかと思いますが、今話したみたいに、その22年9月16日、皆さん、そこで控えを持っているか持っていないか分かりませんが、私も今回質問するに当たって写しを取ってございますので、写しを

とってますんで、それに合わせれば、使えなかったはずのものを使ったということになると思います。それについてはどうですか。（「議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** そういうふうにして判例が出ているということであれば、それは確かに駄目だということでございます。ただ、その辺事態も私たちもその辺をちょっと確認してみます。

それから、結婚式のお祝いのお金については、これは自前で出しておりますので、よろしくお願ひします。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、太田満則君。

**6 番（太田満則君）** そうです、今話したみたいに、自分で行って自分のお金を出す、これは何も全然問題になりません。公用車を使って公費で会費を払ったと喋れば問題になるということでございますので、町長が今喋ったみたいに会費は自分で出しています、これはそれで正解なんだと思います。ただ、公用車の使用方については、私が今話したんで、ちゃんと確認をしていただきたいなど。

そのほかにですね、そのほかに実はいっぱいあるんですよ。去年の1月14日、浅虫に行ったと。あるいは16日、先ほど話したみたいに、福士県議の集まりにも行った。あるいは、通夜、火葬場に顔を出した。こういうのが多々あるんです。ここで一つ一つ喋っても、その合わせるに時間がかかるでしょうから、先ほど話したみたいに、私、毎年もらっていると。そのもらっているのを見れば、これは書いていないけども、行ったんだなということが分かって、多分この質問の時間というのが半減したんでねがなとは思うんです。そういう意味で、やはりあの資料提出これについてもちょっと時間がかかり過ぎるのではないかなとこう思います。ですんで、これからもある話ですので、そこら辺はちゃんとやっていって欲しいなど。

公用車を見てみますと、意外と政治活動というんですか、に出席しているものが本当に書がさっていないと。例えば去年の3月19日、中泊に行っていました。あるいは5月14日、ホテル青森での代議士の集まりがありました。5月21日、党の政経セミナーがありました。こういう具合に、5月30日もあるんですけども、それから6月18日、そういう具合にしているんな集まりがあつて、これは政治活動だから書がないのがなど、こう思える節もあります。が、しかし、公用車を使っているんです。公用車を使って、送り迎えの送迎に使っていると。私は、書くんであれば、何も全然、ああそうかなと、町長の政治活動の一環かなと、こう思いますし、書がないんであればみんな使わなければいいだけの話なんですよ。そごいら辺、町長はどう思いますか。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** 書がさっていないということでございますけれども、ただ、一つ一つ書けばですね、私もいろいろありますから、これについては明確な感じで書くということはしていませんでした。その点についてはお詫びを申し上げます。これからもですね、そういうことは多々あると思いますので、全て網羅するように事務方に指示いたします。よろしくお願ひします。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、6番太田満則君。

**6 番（太田満則君）** 是非そうやって欲しいなと思います。っちゅうのは、私もそうですけども、私も別段そんなにあちこちから招待が来るわけでもないけども、2週間前、3週間前、その感じで案内が来れば、当然行けるか行けないか、出席がかなうかかなわないか、そういう出欠のはがきも出さなければ駄目だし、町長も多分そういうのでの出席案内、そういうものが来ているかと思っています。当日来て、急に出てくれというのではない話ではないかも分かりませんが、ほとんどのものはやっぱり町長

もいろいろ忙しいなということをお皆さん覚えていますので、大分前に来ているかと思うので、行く行かない、行かないのであれば当然書く必要もないし、行くのであれば、やはりこの日程表にちゃんと書くべきだと思うんですよ。

確かに急に来る場合もある。それは当然ある話ですので、来たら書き加えればいいと。1週間前に書き加えたから、あとそれ以上は加えることも引くこともないと、そういう話ではないと、こう思いますので、是非そうして欲しいなとこう思います。

先ほど町長話したみたいに、ちゃんとやりますということですので、期待しておきます。またあれば、改めて質問することになるかと思っておりますので、そこら辺はよくよく注意して欲しいなと、こう思います。

それから、先ほどの2点目の「ホタテの残渣保管施設と病院事業会計あるいは水道事業会計について」でございます。

先ほど話したみたいに、壇上で話したみたいに、茂浦に建設したものはただの一時の仮置場だと、このように私は理解しておりますが、そこら辺は町長の認識はどうなんでしょう。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）それは議員と同じ認識です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6 番（太田満則君）私、先ほど壇上でも話したみたいに、前に三共刃型さんが来て、ここの場でも皆さんに集まってもらって、説明会なるものを行いました。その際にも話をしたことがあるんですが、50億円もかかると。50億円その資金については、皆さんから資金を募る、そういう募ったやり方でファンドで募って、それで事業開始しますと。その後、そう何か月も置かないで、その50億円なるファンドの資金の目途がついたとこのように話をしたと。その場には町長もいてあったと、このように私は聞きましたけども、これは聞き間違いでしょうか。そいとも、そういう話をした場にいたんでしょうか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）議員がお話している中身はよく分かりませんが、確かにそういう話はあったやに私も聞いております。ただ、その場に私がいたとかいないとか、そういうことではないと思いますが。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、6番太田満則君。

6 番（太田満則君）複数の人がいてあったとこう言っているの、多分いたんではないかなと。それを、数ある会合ですので、もしかすれば忘れたのかなと、このように思います。

ただ、私、先ほど壇上でも話したみたいに、当時、町で4,000万、漁協で4,000万、お互いに折半してその外の沢の焼却施設で残渣物を焼却してあったということだけは私は覚えていますので、それは間違いのない事実です。

今回改めて話をするのは、今、八戸あるいは岩手に持って行って焼却してもらっていますけども、当時の4,000万、8,000万のお金では済んでいないと。私はこれが問題だと思うんです。私、来たとき、ここの場でも質問したがと思うんですけども、本当に向こうに持って行って、これからもずっと持っていくのがという話の中で、いや、いい業者があればと、ちゃんと焼却してくれるいい業者が現れて施設を設置すればと。その意味で外の沢から浜子の場所が新聞に書かれたり、ということでもここでも質問をしました。

先ほど話したみたいに、当時、漁協と町と、多分、今も契約を取り交わしているんでないかなと思うけども、2分の1ずつということで、町で4,000万、漁協で4,000万、8,000万の事業が今のぐらいの負担処理の金額になっておりますでしょうか。

**議長（船橋健人君）**はい、水産課長。

**水産商工観光課長（畑井幸治君）**太田議員のご質問にお答えいたします。

令和3年度の実績でございますけども、漁協の事業が2億1,500万ほどになっておりまして、町では1億700万ほど出しております。以上です。

**議長（船橋健人君）**はい、太田満則君。

**6番（太田満則君）**たまたま、今、ウクライナの戦争があって、油が凄く上がっているところという話があったとしても、当時の8,000万、漁協、役場合わせて8,000万が3億過ぎていましてすよね。ですので、私はやはり漁協さんと、先ほども同僚議員からの質問があって町長が答えていましたけども、一義的には漁協の事業ですと。こう言いながらも、漁協が、あるいは漁師の人たちが水揚げが増える、あるいは作業環境がよくなるということになれば、当然、町にもメリットがあると思います。これまでもそうでしたが、ホタテの水揚げ高が本当によくなったと喋れば、町の町民税、半分以上を占める、そういうときもありました。これから後は若い人たちが事業を継承できるそういう環境にするためにも、やはりそういうのは町もそうですし、私ら議員だちも一生懸命になって考えなければ駄目なのではないかと、こう思いますけれども、町長の思いはどうでしょう。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、町長。

**町長（船橋茂久君）**今、太田議員がお話したように、残渣は年々増えております。今、水産商工観光課長が話したように1億円ちょっとという話で、これについては残渣の出具合にもよりますが、今後また増えていく可能性がありますので、これについては議員皆様も交えた中でですね、議論していきたいと思っております。以上です。

**議長（船橋健人君）**はい、太田満則君。

**6番（太田満則君）**やっぱり町の大事な産業として皆さんに継承していただくためには、若い人たちが安心してこの事業を続けることができる、そういう環境をやっぱりつくるべきだと。そのためには、漁協はもちろん主体的に考えなければ駄目だし、町でもいろんな情報なりの提供、そういうごが必要でないかなと私はこのように思いますので、是非この残渣、茂浦につくったのはあくまでも一時の仮置きだと、そういう認識で物事を進めていかなければ、これをやったからいいという話ではないと、このように思っております。

それからですね、先ほど病院事業あるいは水道事業の話を少し言いました。病院事業も内部留保資金、水道事業会計も内部留保資金、今回の補正もそうです。そういうので帳尻を合わせている、こういう結果になってございます。けども、本当はといえば言い方がちょっと変ですけども、減価償却とかそういうもので内部留保しておいて、次のための施設のためのそういうものだと私は認識しておりました。が、しかし、二、三年前ですか、四、五年前ですか、病院、十何億の累積赤字をその留保資金で解消したと。で、毎年毎年、4億数千万の一般会計からの負担金、補助金、そういうので経営が成り立っている。水道事業も別段、今回の来年度の予算についてはそんなに厳しいのかなと思われるけども、一般会計からの繰り出しがあると。そういうことで、事業をしている人の、事業をやっている、そういう意識を、ただ一般会計から入れればいって意識を変えるべきだとこのように思いますが、町長はどう思いますか。

**議長（船橋健人君）** ちょっと、太田議員に申し上げます。（「はい」の声あり）太田議員、今の発言、先ほども申しましたようにと発言しましたが、最初の質問ではそういう中身は質問しておりませんので、その辺気をつけて質問するようにお願いします。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、小形局長。

**病院事務局長（小形正樹君）** 太田議員のご質問にお答えいたします。

病院事業につきましては、経営コンサルを招聘して以降、経営改革に取り組んで参っているところでございます。繰入金につきましては、確かに4億数千万、毎年繰入れしておりますが、これにつきましては総務省通知に基づくルール分です。起債を借りました際に、その起債の償還額、利息に対しまして国が認めたもので、交付税措置されているものでありまして、それらを活用しながら経営健全化に取り組んでいることをご理解いただきたいと思います。以上です。

**議長（船橋健人君）** はい、太田満則君。

**6番（太田満則君）** 今、ルールだと。それはあくまでも基本であって、それをルール分を繰入れしなければならない、そういうのではないはずで。

今、経営コンサルが入ってからとこういう話を、前に私が来たとき、経営コンサルの人がいて、病院が経営にそのコンサルの助言に基づいていろんなことをやっていると、こういう話をしました。ただ、私、ここでも言ったんですが、管理者と病院管理者、確かあの当時の私の方さ来ていた病院管理者、そういう名称でした。が、一番上、トップなんだから、医師に対していろんなことを話す立場にあるんでないかということをごここで話をしました。そしたら、医者には話できないと。話ができるのは事務方の話だけだと、こういう話をして、その後、前に来てあった事務方の人は辞めました。

私は、管理者つつうのはそこの施設のトップだということ認識で話をしたつもりが、事務方の話だと。事務方でいいのであれば事務長がいれば用が足りる話でないのということをごここで話したこともあります。そういうことからして、その当時の事務方の管理者は今はいませんが、ただ、漫然と負担金だ、今は負担金の話をしていましたんで、負担金だと。それは起債の分だと。だけれども、補助金だとなれば、それはまた話が別なわけですよ。ですので、やはり、経営がよくなったつつうのであれば、一般会計の繰り出しも少なくなくて済むんでないかということをご併せて言いたいんです。というのは、毎年、町長も1月の末、2月の初め喋れば、地域の行政連絡員との会議があるかと思います。その会議の際に、地域からいろんな要望が出ているはずなんです。だけれども、そこで言われるのは、ほとんどがお金がない、ね。お金がない。このように話をします。ですので、病院会計あるいは水道会計に限らず、みんな意識してその会計のお金を使って欲しいと。あくまでも最少のお金で最大の効果を出す、これが目的だはずで、ただ漫然と入ってくるがらと、入ってきたのを積立てしておぐことだけでなくして、次の年の分にも反映させるとこういう意識が大事だということだと思います。どうでしょう、町長。

**議長（船橋健人君）** 小形病院事務局長。

**病院事務局長（小形正樹君）** 太田議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、繰入金につきましては、最小限になるように経営努力をするのはごもっともでございます。病院経営につきましては、診療報酬改定に合わせまして、常に有利な算定を取るために資格取得や勤務体系の見直しなども併せて行っておりまして、これが医療の質や患者サービスの向上にもつながっていると考えております。ですが、それに伴い、診療材料等も支出が増加しているのも事実でございます。また、昨今の会計年度任用制度による処遇改善による支出の増や、物価高騰によりましてA重油や電気料の値上げなどもございます。加えてコロナ禍での受診控えなど、外部的な要因

の影響を大きく受けているのが現状であります。

診療報酬につきましては公定価格であることから、病院独自に上げができませんので、まだ繰入金金を削減できるほどの純利益を確保できていないというのもごもっともでございます。今後とも経営改善に取り組んでまいりますので、議員皆様のご支援とご理解をいただければと思います。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 太田議員。

**6 番（太田満則君）** 今、病院事務局長が言いました。本当に、私も病院にいたことがあるので、本当に病院の職員つつうのは、そういう意味で黒字になるということはないと。一般会計からの繰入れで成り立っているとされてもしょうがない部分もあります。ただ、先日も新聞にもこう少し出ていました。平内町の国民健康保険、高いと。そして、平内中央病院つつうのは、ご承知のとおり、国民健康保険の事業の直営診療施設ということになってございます。その直営診療施設に支払う国民健康保険からの支出、1割程度なんですよ。やっぱり皆さんが行きやすい病院、その病院をつくってもらわなければ皆さん安心して利用できないんじゃないかと、このように思いますので、病院には病院管理者がいますので、院長をはじめとする病院管理者がいますので、その方々が一生懸命いろんなことを考えて、あるいは事務局長が今話したみたいに、例えばその有利な病床数云々、それも考えての話でしょうが、いずれにしても、皆さんが使いやすい病院、そのために病院を使えば、先ほど話したみたいなおのずと減っていくんじゃないかと。あるいは、先ほど話した4億云々、毎年もうここ十何年ぐらい同じぐらいに毎年毎年決まった額で入れているかと思うんです。だけでも、入れなくても本当はやっているごもあるわけです。ですので、入れなければ経営ができないこういうのは、やはり歪だと私はそう思いますし、皆さんが平内中央病院、使いたい病院、使いやすい病院、こうなるような仕組み、仕方、それは町長はじめ管理者が一生懸命考えることだと思いますが、やっていくべきだとこのようにいいまして、終わります。どうもありがとうございます。

**議長（船橋健人君）** 以上で6番太田満則君の一般質問を打ち切ります。

ここで、トイレのため休憩したいと思います。5分間、休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時40分 再開

**議長（船橋健人君）** 休憩を取消し会議を再開します。

続いて、4番亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）4番、亀田弘徳君。

**4 番（亀田弘徳君）** こんにちは。亀田弘徳です。通告に基づきまして質問いたします。

私の質問は、大きく2つのテーマでの質問であります。

一つ目は、「人口減少と地域経済縮小に対する町の取組について」であります。二つ目は、「インボイス制度導入に伴うシルバー人材センター事業と会員活動の今後について」であります。

それでは、一つ目のテーマの人口減少と地域経済縮小に対する町の取組について、質問に入ります。

人口減少、少子高齢化の加速は、地方での地域産業の担い手不足や地域経済規模の縮小、地域のコミュニティーの衰退をもたらしております。人口減少の抑制と高齢化による人口構成の変化に対して自治体が行っている人口減少対策は、人をめぐる自治体間の競争、取り合いとなっております。自治体は、人々に選ばれなければ人口減少を止められない状態となっております。青森県が「選ばれる青森」への挑戦を掲げて県の基本計画を策定しているのは、そうした環境の厳しさを認識してのことであろうと考えております。

同じく平内町も選ばれるまちづくりを進めようと、計画年度が令和2年度から令和6年度までの「第

2期平内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」以降、戦略と呼ばせていただきますが、これを令和2年3月に策定し、実行しているところであります。戦略の中で、町は人口減少克服と地方創生を実現するには、仕事を新たに創出することによって人が定着し、人が定着することで仕事が活性化するという好循環の確立が必要であるとしております。人口減少と地域経済の縮小に対し、町の現状と対策、今後の取組、展望についてお伺いいたします。

一つ目は、戦略では、人口減少と地域経済の縮小の克服として、若年層、壮年層の人口流入の促進及び流出の歯止めを掲げております。そして、そのために町の基幹産業の振興、新産業の創出などを図るとしてしております。しかし、町の基幹産業であるホタテ養殖産業は、令和4年春のラーバ確保に問題が生じました。ラーバの確保に必要な成員数が不足しているという状況がありまして、環境がこれに悪影響を及ぼしました。地域経済には基幹産業の安定と発展が不可欠であり、成員不足はホタテ養殖産業の経済活動上の構造的な問題から生じております。この構造的な問題を解決するためには、県、町、ホタテ養殖産業に携わる関係者での調整や制度、組織づくりが必要と考えておりますが、町の考えと方策をお伺いします。

二つ目は、令和4年春のラーバの採捕では、4月終わりまでに採捕作業を行ったところは何とか捕れたところがありますが、それ以降のラーバ採捕は歩留まりが非常に悪かったという話であります。環境変動に対応して、より精度の高いラーバ採捕情報が必要と考えております。県に働きかけて情報の精密度を上げるよう、事業を再構築してもらうことについて、町の考えをお伺いいたします。

三つ目は、戦略では、町の事業所数は2009年（平成21年）からの5年間で504事業所から426事業所へ減少しております。これに伴い、従業員数も3,405人から2,814人へ減少しています。若者の就業機会が失われているとして、これに対する対策で基幹産業である漁業の会社組織化など、地元企業の育成を挙げています。

町のホタテ養殖産業は、現状、こういった言い方がうまく当てはまるかどうかは分かりませんが、家内制手工業から工場制手工業の段階の初期資本主義的な位置にとどまっております。地場資本の形成と発展を手助けする必要があると大きく、漁業の会社組織化と地場資本の形成、発展というのは喫緊の課題と考えております。町の漁業の会社組織化に対する所感と今後の展望、方策についてお伺いいたします。

四つ目は、ホタテ養殖産業は、会社組織化されていない現状では、人材の育成はおのおのの個人事業主である漁業者に任せられている状態です。会社組織化と地場資本の形成、発展の動きを進めると、人材の育成というのは相応の教育機関、施設で行って人材供給を進めていく必要があります。ホタテ養殖産業を育成、発展させていくための人材教育機関、組織の形成方について、県、町、関係者の協力が必要と考えますが、町の考えをお伺いいたします。

人口減少を止めるのは雇用の確保が最重要で、そのためには町の基幹産業であるホタテ養殖産業、関連産業の抱える問題への手入れ、構造改革が必要ではないかという認識でこの質問をさせていただきました。

それでは、2つ目のテーマであります「インボイス制度導入に伴うシルバー人材センター事業と会員活動の今後について」の質問に入らせていただきます。

令和5年10月から税制が改正となりまして、インボイス（適格請求書）制度が導入されます。制度への対応で中小企業は苦慮しているところではありますが、それは企業ばかりではありません。シルバー人材センターもまた、この制度へ対応する必要があるということでもあります。制度が導入されると消費税負担が発生し、シルバー人材センターの運営に大きく影響を与えることとなります。

現行制度では、シルバー人材センターは仕事の発注者である企業や自治体、家庭などから業務の委託を受けますと、会員とセンターとの間で「請負」や「委任」契約を結んで仕事をお願いするという形になっております。この形式でありますと、センターの会員を免税事業者とすると、会員がインボイスを発行することがないため、センターが消費税を控除できず、全額負担することになり、事業の運営に多大な影響が生じるおそれがあります。そこで、国では実質的に発注者と会員が契約を結ぶ形での運営に見直すということでもあります。

シルバー人材センターは、仕事のマッチングや会員の管理に専念する形としてインボイス制度導入の影響を取り除くようにするということでもあります。これは、消費税の納税義務をセンターから発注者へ移し替えただけと言え、業務を受託した会員が免税事業者としてインボイスを発行することがないということであれば、発注者が消費税を仕入税額控除できず、税を負担する形になります。発注者は当然、業務を請け負う受託者に課税事業者へ転換してインボイスの発行を求めるものと考えられます。

インボイス制度の導入により影響を受けるシルバー人材センターの事業と会員活動について、町の考えをお伺いします。

一つ目は、国はシルバー人材センターのインボイス制度からの影響を除くために、実質的に発注者と会員が契約を結ぶ形での運営に見直すということではありますが、インボイス制度の導入により町のシルバー人材センター事業はどのようなものになるか、お伺いいたします。

二つ目は、インボイス制度の導入後、町とシルバー人材センターとの間で交わされていた業務委託契約などはどのようなものになるのか、お伺いします。現行であれば、シルバー人材センターがインボイスを発行しなければ町は仕入税額控除なく消費税を納める形となります。また、シルバー人材センターが課税事業者として対応するとなれば、免税事業者である会員からインボイスは受けられず、仕入税額控除なく消費税を納める形となりますが、このあたりについて町の対応をお伺いいたします。

三つ目は、国が考える形でインボイス制度からの影響を除くために、シルバー人材センターが仕事のマッチングや会員管理に専念し、実質的に発注者と会員が契約を結ぶ形での運営となった場合、発注者と会員との間で仕入税額控除に関する問題が発生することになります。町の業務委託が町と会員との間の契約となった場合、この仕入税額控除の問題をどのように取り扱うつもりか、お尋ねいたします。

四つ目は、会員が業務を受託した際に、発注者から課税事業者への転換を求められ、対応に苦慮することも考えられます。その場合、インボイスの発行に関して、シルバー人材センターまたは町でこうした会員に対して手続の手伝いなどが可能かどうか、お伺いいたします。壇上からの質問は以上です。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 町長。

**町長（船橋茂久君）** それでは、亀田弘徳議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の「人口減少と地域経済縮小に対する町の取組について」の一つ目、「成員不足はホタテ養殖産業の経済活動上の構造的な問題から生じている」であります。現在のところ、県、町、ホタテ養殖産業に携わる関係者間での調整や制度、組織づくりについて予定はございませんが、ご承知のとおり、本年においては、養殖されるホタテの稚貝が高水温の影響で大量死した平成22年に次いで少ない状況であるため、今後のホタテの生産量に影響が出ないか、懸念が広がっております。

平内町漁業協同組合では、その要因として挙げられる親貝づくりの取組として、以前から養殖者1人5トンの親貝づくりの要請はしているものの、実現に至らないことから、その施策として、令和5

年からの3年間、5月から12月に出荷されてきた成員に対する助成を行い、成員確保に向けての取組を進めていくこととしており、町では、その成員づくり対策の支援として令和5年度当初予算に補助金を計上して支援してまいりたいと考えております。

次に、二つ目「精度の高いラーバ採捕情報が必要について」であります。青森県産業技術センター水産総合研究所では、漁業者に対して、「ホタテガイ採苗速報」、「ホタテガイ養殖管理情報」、「付着生物ラーバ情報」、「陸奥湾海況情報」を定期的に発信しております。町と漁協でも毎年4月から6月頃までラーバ調査に協力しており、状況については共有しております。また、県の普及員が各支所を巡回して情報収集に努めているほか、昨年は県と水産総合研究所において稚貝分散作業等に関する勉強会を各支所で開催するなど、その状況に応じて対応していただいていることから、漁業者に対してきめ細やかな情報を提供しているものと考えております。

次に、三つ目「漁業の会社組織化に対する所感と今後の展望、方策について」であります。10番田中光弘議員の質問に対してもお答えしておりますが、今後、後継者不足に悩む複数の漁業経営体が組織化また共同化することにより、収益の向上が図られるとともにコストの削減につながるものが期待されます。しかしながら、このような取組は漁業者の主体的な取組として行われることでその効果が期待できると考えておりますので、今後、漁協、漁業者側の機運が高まり、組織化、共同化への取組が始まったときには、改めて何が支援できるか検討してまいりたいと考えております。

次に、四つ目「人材教育機関・組織の形成について」であります。町では管内小学校5年生を対象にホタテ養殖業の仕組みについて学ぶ「漁業体験教室」を、また、漁協では地引き網体験を開催して、子供たちに対し、漁業へ関心を持ち、その学習を通じて理解を深めてもらうことで後継者の育成につなげる取組を行っているほか、県では県内の漁業後継者、新規漁業就業希望者に対して漁業後継者育成のための研修として「賓陽塾」を開催して、後継者確保や育成に係る施策を展開していることから、県、町、漁協が協力し、一体となって取り組んでいるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、第2点目の「インボイス制度導入に伴うシルバー人材センター事業の会員活動の今後について」であります。国は令和元年11月に10パーセントへの消費税率引上げを行うとともに、生活必需品である食料品などの税率を8パーセントに据え置く軽減税率制度を導入いたしました。それに伴い、国は8パーセントと10パーセントの複数税率制度での適正な課税を行うため、議員も述べられましたとおり、令和5年10月からインボイス制度を導入するものでございます。

そこで、一つ目「インボイス制度の導入により、町シルバー人材センター事業はどのようなものとなるかについて」であります。シルバー会員は免税事業者であり、配分金に含まれる消費税の納税義務は免除されております。その一方で、シルバー人材センターが支払った配分金に含まれる消費税につきましては、これまでは仕入税額控除の対象とされておりましたが、インボイス制度が導入されますと、会員の方にインボイス登録していただくか、センターが配分金に含まれる消費税相当額を納付するか、どちらかを選択しなければなりません。前者の場合は、免税事業者である会員が消費税を納付しなければならず、働く意欲の低下につながりかねず、現実的ではありません。一方、後者の場合は、センターが配分金に係る仕入税額控除ができなくなり、会員に支払う配分金に含まれる消費税相当額を新たに納税する必要が生じることとなり、センターの運営に多大な影響が出てまいります。

そこで、インボイス制度開始に伴う対応策について、センターを運営する町社会福祉協議会に確認したところ、作業料金の引上げを行うことで配分金に含まれる消費税相当額を捻出して対応するとの

ことであります。

次に、二つ目の「町とシルバー人材センターとの業務委託契約」につきましても、町社会福祉協議会に確認したところ、既にインボイス発行事業者の登録申請を行っているとのことでしたので、町が納める消費税額につきましては、インボイスの発行により令和5年10月1日以降も引き続きこれまで同様、仕入税額控除が適用となるものと考えております。また、センターが会員からインボイスを受けられない場合については、一つ目のご質問でお答えしたとおりでございます。

次に、三つ目のご質問であります、「仕事の発注者と会員が契約を結ぶ形態について」は、施行時期や制度の詳細が現段階ではっきりしていないこともあり、現時点での導入予定はないとのことであります。

次に、四つ目のご質問であります、三つ目のご質問でお答えしましたとおり、現時点で会員が発注者から直接業務を受託するケースは想定しておりません。町といたしましても、現在、青森県シルバー人材センター連合会において、県内のセンターに向けたインボイス制度の研修等を実施し、情報共有を図っているところでありますので、町シルバー人材センターの安定的な事業経営に支障を来すことのないよう、適切に対応してまいりたいと思っております。以上であります。

**議長（船橋健人君）**はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

**4 番（亀田弘徳君）**まず、1番目の地域経済縮小に関するもの三つ目の質問についての再質問をさせていただきます。

私、三つ目の質問では、やっぱり地場の会社、資本というのが平内町に根づいて、そこで事業を展開するのが一番いいのではないかなと考えての質問でありました。現在、青森県の中では、ホタテ以外には鮭といいますか、サーモンの養殖産業が普通に会社資本として入ってきて、事業を開始していて、今のところホタテ養殖産業についてはそういったものが目に見える形ではなっていないんですが、例えばサーモンファームのような感じで陸奥湾ホタテファームという会社資本が入ってきたときに、それが平内町に法人格の籍を置くのではなくて外に置いていて事業活動をして、出た収益とかというのをいろいろ利益を上げるような事態になった場合、陸奥湾の半分近くが平内町で養殖されているホタテなのに、法人格が外にあって平内町にお金が落ちてこないというようなことになると、これはまた大変なことになるなどと思ひまして、それよりであれば、先に町と町にいる漁業者の皆様が何とか地場資本を形成して会社組織というのを立てて運営を進めていくのが一番いいのではないかなと思って質問させていただきました。

これについて、改めて漁業者の皆さんへの意識というか、お願いみたいなのをするつもりがあるかどうかについてちょっとお伺いしたいと思ひます。（「議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、畑井課長。

**水産商工観光課長（畑井幸治君）** 亀田議員のご質問にお答えいたします。

今、議員ご指摘のとおり、会社、企業組織化というところでございますけれども、漁協さんともお話ししたところ、なかなかその辺には向いていないというようなお話は聞きます。というのは、やはり高齢というところもあるんですけども、これから起業というふうに考えると、やはりそういった部分に考えて今後10年20年、今、会社を起こしてやっていけるのかどうかという不安はやはり漁業者の方にもあると思うんです。そしてまた、会社、起業することによって、社会保険であったり年金であったり、そういったところの部分も考えていくと、やはり漁業者に対してはなかなかその辺について向かっていけるのかなというところには行かないというふうに考えてございます。ただ、今後そういった感じで漁業者さんのほうからそういったお話があれば、町といたしましてはそういった相談

に乗っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。以上です。

**議長（船橋健人君）** はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

**4 番（亀田弘徳君）** 続きまして、次の四つ目の人材供給に関する質問ではありますけれども、今現在は漁業体験教室というのを行って、平内町で育つ子供たちに漁業に関する関心を持ってもらうという形で取組を進めているということではあります。私としては、できることなら職業訓練校みたいなもの、あるいは職業訓練プログラムのようなものを平内町に学校なり教育施設なりというものを置いて、陸奥湾全体のそうしたホタテ養殖産業をやる漁業者の皆さんの本当の若手、将来の若手を育成するために、若者たちを呼んで来て、こうした訓練を施して、また陸奥湾のホタテ産業に取り組んでもらいたいなというのを想定しての質問でありました。この職業訓練制度あるいは職業訓練校のようなものを創設することについて、町の考えをお聞かせください。

**議長（船橋健人君）** はい、畑井課長。（「はい」の声あり）

**水産商工観光課長（畑井幸治君）** 亀田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、教育機関ということでのお話でございますけれども、まずは町といたしましては、小学生、子供たちに町の漁業であったり、そういう現状を知っていただくことによって、やはり今後そういう職業に就きたいなみたいなどころでこの事業をやっております。ただ、教育機関になりますと、やはり学校をつくったりするということに関しましては、やはり予算等のこともありますので、なかなか今、現状は難しいというふうに考えてございます。ただ、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、県で賓陽塾ということで、新規の漁業者に対しても募集して漁業について学んでいるということもやっておりますので、その辺につきましては今後、県のほうとも連携できるものであればちょっと考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。以上です。

**議長（船橋健人君）** はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

**4 番（亀田弘徳君）** 答弁ありがとうございます。

この人口減少と地域経済縮小に対して、人口減少を止めるホタテ養殖産業の育成確保が必要だということで質問させていただきました。できるならば県や関係者の方々に問題の共有を図っていただき、問題解決に一步でも二歩でも進むような形にしていいただければと思います。

それでは、二つ目のインボイス制度とシルバー人材センター事業についての質問の再質問ですが、これは簡単に1点だけお聞きするんですけれども、現在のところはシルバー人材センターのほうで消費税を払うという形で話を進めていくということではありました。実際にインボイス制度が導入されて動いてしまってから動かしてみても、また問題か何かが出てくるのかなとは思っております。そうしたときに、例えばシルバー人材センターと会員との間でインボイス制度に関していろいろな取組がなされると思いますけれども、この作業料金の引上げなどはあると思いますけれども、このインボイス制度が発行されてから実際に動かしてみても何か問題が生じたときに、もう一回それをフィードバックして問題の認識と解決を行うというのは大体いつぐらいを目途にして行うのかということをお聞きしたいと思います。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、塩越課長。

**福祉介護課長（塩越信子君）** 亀田議員のご質問にお答えいたします。

今年の10月からインボイス制度が始まって、町のシルバー人材センターについてもそれに向けて準備を進めているところでございますが、実際に始まってから起こる問題というのはもしかしたらあるのかもしれませんが、また、それに対応していく必要もあるかと思いますが、何せ初めての制度でありますので、実際に運営してみないと分からないところというのはたくさんあるかと思っております。フィ

ードバックというのがいつの時期になるかというのは今の時点では想定しておりませんが、早めの対応をお願いしたいと考えております。以上です。

**議長（船橋健人君）** 以上で亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

会議の再開は午後1時30分となりますので、よろしくお願いします。

（午後0時08分） 休憩

（午後1時30分） 再開

**議長（船橋健人君）** 休憩を取り消し、会議を再開します。

通告に基づき、5番田中茂勝君の登壇を許します。（「議長」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

**5番（田中茂勝君）** 田中茂勝でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに「青年の組織化について」をお尋ねいたします。

平内町のホームページには、住民基本台帳による年齢別人口統計表が示されております。令和5年2月1日現在の平内町の人口は1万とんで166人であり、このうちの18歳から35歳までの人口を見てみれば1,134人となっております。20年前と比較すれば、約4割程度まで減少しております。

かつては、平内町の青年組織といえば各集落に青年団があり、町には連合青年団があって、まちづくりの中心的な担い手として大きな役割を果たしてきましたが、少子化や生活様式の多様化、農業の衰退、高校・大学への進学率増加、都市部への就職などによって、組織は自然と消滅しました。

現在、平内町の青年組織といえば、地区の消防団や商工会青年部、農協青年部、漁業研究会などが挙げられ、青年が集い、事業を行い、仲間をつくる組織として位置づけられるのではないのでしょうか。しかし、これらの団体は目的を持った団体であることから、目的以外の活動はおのずと制限されることとなります。

いつの時代においても、青年には悩みがあります。仕事のこと、結婚のこと、地域のこと、将来のこと、さらには自分の存在意義など、数多くの悩みがあることと思います。これらの悩みを話したり相談に乗ったりする同世代の若者が近くにいることはとても大切なことです。この地域に住む青年が性別や職業、思想、信条、年齢にかかわらず、自由に話をすることができ、ボランティア活動やスポーツ活動などで交流し、理解しようとすることは刺激的で自己の成長にもつながり、魅力ある確かな地域づくりにつながると考えております。

社会教育の現場を見たとき、生活様式の多様化と個人志向の高まる中で、行政が助言や教育プログラムの提示などを行うことは非常に厳しいものがあることは理解でき、対応も難しいものと考えますが、青年、青少年の組織化は、各地域の活性化や連帯感、人づくりにつながり、近い将来訪れるであろう平内町の人口減少時代には有用であり、布石となるものだと考えます。

このことから、当町の青年の組織化について、その現状と今後の取組についてお伺いいたします。

次に、「マイナンバー制度について」お尋ねいたします。

マイナンバー制度は、行政手続等における特定の個人を識別するための制度であり、行政機関の情報連携により各種の行政手続における添付書類の省略などが可能となることや、民間のサービスにおいても本人確認等ができ、利用者にとってはとても便利なものであると考えます。マイナンバーカードの交付は2016年1月から開始されておりますが、昨年からはマイナポイントの付与等もあつてか、急に申請率、交付率が増加しているようでございます。

そこで、次の4点についてお伺いいたします。

1点目は、マイナンバーカードの交付率についてです。2023年、1月末における人口に対する交付枚数率は、全国では約60.1パーセント、青森県では57.5パーセント、当町においては60.8パーセント、2月末では65.7パーセントとなっておりますが、1月末の全国の町村別上位10団体の1位は96.8パーセントであり、10位は81.3パーセントであります。当町の交付枚数率を上げるためのこれまでの取組と全国上位の交付枚数率に近づけるための今後の取組についてお伺いいたします。

2点目は、行政手続を簡素化できるマイナンバーカードであると思いますが、個人情報への漏えいのリスク、セキュリティー体制の不信感や銀行口座との紐づけへの不安等により、つくりたがらない方もいるようですが、これらの不安を解消するための対応についても必要と考えますが、対応と対策についてお伺いいたします。

3点目は、これまでにマイナンバーカードに関する詐欺の事例が各地から報告されております。例えば、お金を支給するので振込先の口座番号を教えてくださいとか、マイナンバーカードの通知カードは届きましたか、届いたかどうか確認していますのでカードに書かれている12桁の番号を教えてくださいなど、たくさんございますが、当町での事例はあるのでしょうか。また、注意喚起の対応はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

最後の4点目は、マイナンバーカードの交付率が低い自治体に対して、交付金などに制限を加えるというような国からの通達は発せられているのでしょうか。発せられているとすれば、当町ではどのような影響があるのでしょうか。また、そのような国の対応について、町長はどのように受け止めているのかお伺いいたしまして、壇上からの質問を終えます。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** それでは、田中茂勝議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「青年の組織化について」であります。かつて、まちづくりの中心的な役割を果たしていた連合青年団は、30年ほど前に少子化や若者の都市への流出などが原因で会員が減少し、活動が停止となったものでございます。こうした人口減少により地域コミュニティーが機能しなくなる地域文化や伝統文化の消滅など、様々な問題が発生してまいります。当町においても、現在、伝統芸能の継承者が育たない理由の一つとして、高校卒業時に進学や就職などにより転出する若者が多いことが課題となっております。

さて、現在の町の取組についてでございますが、若年層の定着を図るべく、医療費や給食費の無償化をはじめ、「地域のお宝物語」実践事業や地域学校協働活動を行い、地域づくりの担い手育成の充実のため、家庭教育、学校教育、社会教育が一体となって地域活動を実践する人材の確保及び地域の将来を担うリーダーの養成に努めているところですが、思うような結果に結びついていないのが現状でございます。

今後は、現在の事業を継続し、若者たちの流出にストップをかけるため、若い世代の自己有用感や地域愛を育むことで町内への定着につながることを目的に、若者をサポートしながら集う場所を提供するため、成人式等を利用し、若者はどういったことを望んでいるのか、ニーズ調査を実施し、把握に努め、今後の若者が集う仕組みづくりと地域の活性化や人づくりにも取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の「マイナンバー制度について」であります。マイナンバーカードの発行については、マイナンバー法に基づき、「公平・公正な社会の実現」、「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」を目的とした制度でございます。ご承知のように、国ではデジタル社会の構築を実現するため、令和

4年度末までにほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得できるよう、強力に推進しております。

さて、ご質問の一つ目「交付枚数率を引き上げるための取組について」であります。当町では、広報紙やホームページ等による周知のほか、定期的に防災無線による呼びかけを行っております。また、新型コロナウイルスワクチン接種会場、プレミアム商品券販売会場や町内の事業所等へ職員が出向いて出張申請サポートを実施しました。そしてまた、行政連絡員の方へ普及を促す周知依頼や、町民の方が取得申請や交付を受けやすい体制を整えるため、週に2日の時間外延長や令和4年12月から3月までの予定で第2日曜日の窓口を開庁して取り組んでおります。そのほか、管内の郵便局や全国の携帯電話ショップにおいても、無料で申請サポートを3月末まで実施することにしています。今後も、取得状況を踏まえて、実施可能な取組を継続して交付枚数率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、二つ目「不安解消のための対応について」であります。田中議員ご指摘のとおり、不安等により一部の方が申請をためらっていると推測されますが、活用方法や疑問点を掲載したリーフレットを今年度2回毎戸配布しており、問合せがあった場合には安全性やセキュリティー対策の説明を丁寧に行い、理解を得るように努めております。

次に、三つ目「マイナンバーカードに関する詐欺の事例について」であります。青森警察署へ確認したところ、管轄内では関連した詐欺による認知件数の記録はないということでした。これまで注意喚起は行っておりませんが、今後、関係機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

次に、四つ目「マイナンバーカードの交付率が低い自治体への国からの通達についてであります。令和5年2月末時点において国からは正式な通知文はないものの、県の財政部局等からは資料提供があり、その内容としましては、国では令和4年6月7日に閣議決定したデジタル田園都市国家構想基本方針の中に、令和5年度からマイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討することとしております。具体的には、地方財政計画において増額されたマイナンバーカード利活用特別分（500億円）については、全ての市町村において基準財政需要額を増額するように算定することとし、その上で、マイナンバーカードの交付率が上位3分の1の市町村が達している交付率以上の市町村については、当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割増率により算定する普通交付税の算定方法の改正を示していることから、マイナンバーの交付率によって普通交付税減額などの罰則制度の導入は今のところ行われたいものと考えております。

今後の取組といたしましては、用途拡大をすることでマイナンバーカードの活用を促す方向性が強まっており、令和6年の秋には現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化することや運転免許証との一本化も進める予定となっておりますので、引き続きその必要性について周知啓発を図り、普及を促進していきたいと考えております。以上です。

**議 長（船橋健人君）**はい、田中茂勝君。

**5 番（田中茂勝君）**青年の組織化ということについては、大変難しいものがあるというふうに私自身も考えております。やはりその青年が組織するというふうなことは、これは目的がある程度なければならない。その目的が個別なことではなくて、いわゆる仲間づくりである、自分の成長につながるものだというふうな抽象的な言葉にはなるんですけども、そういうふうな目的がないという組織化はできないものだなというふうに思います。

最近では、SNSとかそういうふうなものが若い人たちみんな使っております。LINE、コミュニティーとか、そういうふうなものがあると聞いております。

私がこの質問をするに当たって、一番最初に頭に浮かんだことは、平内町の少子化でございます。私たちが若い頃には、いわゆる研修というふうな中で、女性が一生のうちに子供を何人生むのかと、それが2.8とかという数字でありました。これは大変なことだというふうなことを考えたこともございます。やっぱり、今にしてみれば一転幾らか、ずっとずっと小さな数字になっておるわけですが、やはり若い人たちには様々な情報を、正しい情報を伝えていかなければならないというふうに思います。そういうことが脳裏に浮かびまして、今回のテーマになったわけでございます。

どうか、社会教育法が1999年ですか、その頃に、ちょっと年代は忘れましたが、改正されて、青年教育とか青年教室とか、そういう文言が削除されました。そういうこともあって、行政は特段そういうふうなことが義務化されてはいなくなったというふう聞いております。そういうふうな状況ではございますが、やっぱり我が町の将来を考えた青年の教育というふうなものをこれから考えていただきたいということを要望いたします。

それから、マイナンバーカードの交付率についてでございます。1月末より2月末で4.9パーセントも増加したと。これは本当に、我が町の人口に対する4.9パーセントといえば大体500人近くになるわけです。その間、対応に当たられた担当課、あるいは職員の皆さん、本当にご苦労さまで、大変であったなというふうなことだと思います。これからもあろうかと思えますけれども、先ほど町長も時間外での対応もしたというふうなことでもございまして、これからも大変だろうとは思いますが、どうか今後とも力を尽くしていただきたいということ、ご労苦をねぎらって質問を終えたいと思えます。

**議 長（船橋健人君）** 5番田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。



## 日程第2 質 疑

**議 長（船橋健人君）** 日程第2、「議案第1号」から「議案第10号」まで及び「報告第2号」、「報告第5号」、「報告第6号」並びに「議案第11号」から「議案第31号」までの以上34件を議題とし、質疑を許します。（「議長」の声あり）はい、亀田弘徳君。

### 4 番（亀田弘徳君） 亀田弘徳です。

先日、令和5年第1回平内町定例会初日、町長から提出議案の要旨説明がありました。本定例会では、令和5年度の予算審議が行われます。詳細な審議は予算特別委員会で行われるということになるでしょうけれども、審議に先立ちまして、予算編成に関して、町の施政方針、予算編成における基本的な考えを問うべく、令和5年度の一般会計予算の幾つかについて質問させていただきたいと思えます。

まず、学校給食費の無料化に関連した予算についてです。教育費の負担金が昨年度の方と令和5年度の分を比べると負担金ということがなくなっているわけですが、提出議案の要旨説明の中で、町長は町の未来を担う子供たちに向けての政策を喫緊の課題と捉えて小中学校の児童生徒への給食費の完全無償化を実施する旨、説明されました。小中学校の児童生徒への給食費の完全無償化については、以前より議会で何度か質疑されていたものでありまして、これに応えたものと考えております。これまで町議会で積み重ねられてきた議論の中では、給食費の完全無償化には財源措置に課題がある

ということで実施が繰り延べられてきておりまして、また、令和4年度の給食費の無償化の実施は、3学期に当たる令和5年1月から3月のみで試みている状況であったと記憶しております。給食費の無償化を一般財源で賄うとすれば、町の優先したいほかの事業の実施について財源措置が厳しくなり、予定の繰延べが発生するおそれがあるためということでありました。しかしながら、町長は給食費の完全無償化に踏み込みました。

本年1月、岸田首相が施政方針演説で、こども・子育て政策について、急速に進展する少子化により我が国は社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際である、子どもファーストの経済社会をつくり上げ、出生率を反転させなければならない、こども・子育て政策は最も有効な未来への投資であるとし、若者世代の負担増の抑制を図るとの発言に意を強くし、町の未来を担う子どもたちに向けての政策を実現させる、その決意の表れと考えております。

この給食費無償化を実現する上で、財源の措置について町の考えをお伺いいたします。

まず、事業に充てる財源は一般財源かどうかをお尋ねいたします。一般財源であるとするれば、国、県で例えば3分の1ずつ補助がある事業に用いれば3倍の金額となって、その分の仕事ができるということになりますし、事業後に交付税での還付のある事業へ回せば、還付された金額をまた別の事業に使えるということになりますが、一般財源のみで事業を行うとすれば財源を膨らませることができず、財政運営は苦しくなる部分があるかと思えます。この点について、町の考えをお伺いします。

岸田首相が年頭に異次元の少子化対策を言い、また、施政方針演説でこども・子育て政策を最も有効な未来への投資だと宣言しました。町長はその国の発言を信じ、未来への投資であると考えたからこそこの一般財源での給食費無償化に踏み込んだのだと考えております。その信念をお伺いしたいと思います。

また、子どもへの投資ということであれば、給食費無償化は大きな取組だと思えますが、ほかに取り組んでいる事業について、政策パッケージと捉えてほかのものをお伺いしたいと思います。

次に、給食費無償化に取り組んだ場合、財政運営で切り詰めや工夫を凝らしたのがあると思われるのですが、その切り詰め、工夫についてどのようなことを行っているか、お伺いいたします。

質問は以上です。（「はい」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** はい、町長。

**町 長（船橋茂久君）** まず、小学生、中学生への給食費の無償化ということで、どういう思いでやったのかということでございます。

まず、岸田首相が申しあげておりますように、まず子どもは国の宝でございます。もちろん町の宝です。その将来ある子どもたちに対して、今できること、最低限できることをまずしておこうと。そのためには、まず一生懸命頑張ってくれと。将来この平内町を担う若い子どもたちのために、そういうことを考えました。まず、せめて食べるものだけでもきちっと与えようと、それが大前提でございます。そのほかにいろいろな予算もございしますが、とにかく子どもたちに教育環境のいい中で勉学してもらおうという思いでやったものでございます。以上です。（「はい、議長」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** はい、工藤指導監。

**総務課指導監（工藤英仁君）** 亀田議員のご質問についてお答えします。

まず、給食費無償化による歳入の減額分について、こちらにつきましては一般財源での対応となります。岸田内閣による少子化に対する政策の中で、国庫補助や交付税による財政措置、また県においても知事選後の政策転換について、仮にこの給食費に対して直接的な補助や財政措置がないとしても、他の部分の少子化政策でこれらの補助金や財政措置がなされるのであれば包括的に財源を捻出する機

会につながりますので、今後、国、県の動向を注視してまいります。

次に、少子化に対する他の事業の取組に関するご質問ですが、子どもの医療費無償化に関しましては高校生まで拡充をいたしました。また、保育料におきましても、国の無償化の対象とならない部分へ当町独自に無償化としております。また、インフルエンザワクチン接種料も無償化しておりますし、そして、きめ細やかな教科指導を目的とした当町単独での教員配置もしております。そのほかにも細かい部分で様々な事業に取り組んではおりますけれども、少子化に直接効果が期待できる平内町で子どもを育てたい環境、制度づくりの中で代表的な医療、教育分野の政策パッケージとして取り上げさせていただきます。

そして、これら政策に対しての財源の捻出及び財政運営の工夫に関してのご質問ですが、町の事業実施に関しては、補助金の活用、交付税算定等、財政措置のある分野に関して優先して予算配分をしております。また、町債に関しましては、過疎債や緊防債を代表とする充当率、その元利償還に対する交付税算入率等、有利なものを可能な限り借入れして一般財源の縮小に努めております。

財政運営に関しましては、電気料をはじめとし、物価の高騰に伴う経常・臨時経費全般が増大しております。また、町所有の公共施設に関しましては、更新、修繕に関して、これまで優先度が低く先送りされてきたことから危険性が生じ、安全性の確保に向けた修繕及び予防的な修繕に関する経費が増大し、目下のところ財政運営を圧迫しております。

財政運営を取り巻く環境が厳しい中であって、一般財源の不足、確保にはいかんともし難い要素もありますが、それに備えてこれまで財政運営の中で歳入超過部分については財政調整基金、公共施設等整備基金に積極的に積立てをしてきましたし、毎年の予算編成におきましては、歳入の確保と歳出の削減について厳しく予算査定をして緊縮財政運営に努めております。

また、ふるさと納税等、町の事業者、お店が懸命に努力し、返礼品を充実させることで、徐々にではありますが、歳入額が増加しているという明るい話題もあります。

いずれにいたしましても、財源の確保と無駄な経費削減の取組に関しては、一般会計のみならず、特別会計におきましても職員一丸となって取り組んでおります。ご理解とご協力をお願いいたします。

**議 長（船橋健人君）**はい、亀田弘徳君。

**4 番（亀田弘徳君）**再質問というわけではないんですけれども、1点、給食費無償化のときのお願いに近いような問いただしにはなるんですけれども、給食費を無償化する上で、私、以前、食育ということで何年か前にちょっとお話を聞いていたときに、平内町の給食は他市町村のものに比べておいしいというお話があるというのを聞いた覚えがあります。給食費を無償化すると、私が懸念していたのは、父兄の方々今まで出されていた給食費がなくなって町が出すということになると、父兄の方々が子どもたちが食べている給食に関して関心が薄れてしまうというのが懸念されます。そのときに、どうしても一般財源だけでやるとなるとコストカットということが頭をよぎって、給食のおいしさというものがコストカットの圧力に負けはしないかということを懸念しております。

食育ということを考えるのであれば、給食費を無償化しても、平内町の給食はおいしいというところを保っていただければなと思っております。

それから、いただいた答弁は大変うれしい答弁ではあります。結局、国にちょっと私、この機会に一言ちょっと言いたい部分もありまして、岸田総理がこうして異次元の少子化対策をやるんだということで、私どもの基礎自治体の町長が、そういうことであれば給食費の無償化に全面的に力を振るということで今予算化されたわけではありますけれども、国のほうも例えば過年度の事業に対して後から払いでもいいので、できれば自治体がこうしたことに取り組んでいる、努力していることに対して

何か報いてほしいなという気持ちはあります。

私からは、まず給食はおいしく、そのまま保ってほしいというお願いをちょっとさせていただきたいと思います。

議長（船橋健人君） 答弁は。

4 番（亀田弘徳君） 大丈夫です。要りません。

議長（船橋健人君） そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認め、質疑を終結します。



### 日程第3 予算特別委員会設置

議長（船橋健人君） 日程第3、予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。

「議案第1号」から「議案第10号」までの各案件は、10人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、「議案第1号」から「議案第10号」までの以上10件については、10人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し審査することに決定しました。



### 日程第4 議案付託

議長（船橋健人君） 日程第4、議案の付託を行います。

「議案第1号」から「議案第19号」まで、「報告第2号」、「報告第5号」、「報告第6号」並びに「議案第29号」から「議案第31号」までの各案件は、お手元に配付の議案付託表のとおり予算特別委員会及び各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件は、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。



### 日程第5 陳情付託

議長（船橋健人君） 日程第5、陳情の付託を行います。

陳情文書表の要旨を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（佐々木一成） それでは、陳情文書表の朗読をいたします。

受理番号、陳情第1号。

受理年月日、令和4年12月26日。

件名、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情。

陳情者の住所、氏名、沖縄県宜野湾市喜友名1-20-11、コドソラ代表、与那城千恵美。

陳情の要旨。沖縄県において、米軍機による落下物事故および低空飛行・騒音の被害が生じている

ことは周知の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。そこでは市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が出ているという現実がある。

2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故、2017年12月に緑ヶ丘保育園に米軍機のものと思われる部品が落下した事故、同年12月の普天間第二小学校庭への米軍機窓枠落下事故、2021年11月の米軍機から落下した水筒が民家の玄関先で見つかった事故などが相次いで生じている。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物PFASが検出されている。さらに、2022年8月の市民グループによる調査では普天間第二小の土壌から最大で米軍基準値の29倍のPFASが検出された。これは、「わが国全土に渡って」保障されるはずの自由と平等がないがしろにされている状況であると言わざるを得ない。

以上の趣旨から、日米両政府は、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきであり、水や土の汚染についても早急に対応するよう、国及び衆議院、参議院に意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

付託委員会、総務福祉常任委員会。

以上で陳情文書表の朗読を終わります。

**議長（船橋健人君）** 会議規則第95条の規定により、「陳情第1号」は総務福祉常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。7日及び8日は予算特別委員会開会のため、また、9日は各常任委員会開会のため、休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 異議なしと認めます。

したがって、7日から9日までの3日間は休会となります。

来る3月10日は午前10時から会議を開きます。

なお、予算特別委員会は3月7日午前10時より議場に招集します。

本日はこれにて散会します。

どうもご苦労さまでした。

（午後2時11分） 散 会



---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、予算特別委員会報告  
日程第 2、総務福祉・経済文教常任委員会報告  
日程第 3、議案第20号 平内町個人情報保護に関する条例案  
日程第 4、議案第21号 平内町情報公開・個人情報保護審査会条例案  
日程第 5、議案第22号 平内町情報公開条例の一部を改正する条例案  
日程第 6、議案第23号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案  
日程第 7、議案第24号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案  
日程第 8、議案第25号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
日程第 9、議案第26号 平内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
日程第10、議案第27号 平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案  
日程第11、議案第28号 平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案  
日程第12、発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案  
日程第13、発議第2号 平内町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案  
日程第14、発議第3号 平内町議会の個人情報の保護に関する条例案  
日程第15、議員派遣について  
(追加日程)  
日程第16、発議第4号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書案

(町長挨拶)

閉会

---

出席議員 10名

議長 船橋 健人君	副議長 木村 良一君	2番 田中 大君
3番 小笠原 智鶴子君	4番 亀田 弘徳君	5番 田中 茂勝君
6番 太田 満則君	8番 倉内 清一君	9番 佐々木 徳正君
10番 田中 光弘君		

---

欠席議員 なし

---

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長 船橋 茂久君	副町長 山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君	総務課指導監 工藤 英仁君
企画政策課長 田中正美君	税務課長 渡邊 仁志君

町民課長 工藤 隆之進君	福祉介護課長 塩越 信子君
福祉介護指導監 竹達 暁教君	健康増進課長 松山 秀子君
健康増進指導監 大水 要君	農政課長・農業委員会事務局 飯田 千代志君
水産商工観光課長 畑井 幸治君	地域整備課長 佐々木 隆志君
地域整備課上下水道管理室長 近藤 吏君	会計管理者 飯田 剛志君
平内中央病院事務局長 小形 正樹君	消防監消防署長 木村 秀人君
教育長 渡辺 伸一君	学校教育課長 須藤 鉄博君
生涯学習課長 船橋 英樹君	代表監査委員 加藤 隆弘君

---

## 事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一成      事務局長補佐 片山 潤一

---

振鈴（午前10時 開議）

議長（船橋健人君）皆さんおはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。出席議員が10人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。



## 日程第1、予算特別委員会報告

議長（船橋健人君）日程第1、予算特別委員会から議案審査の報告書が提出されました。

会議規則第37条の規定により「議案第1号」から「議案第10号」までの10件を一括して議題とします。予算特別委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）4番亀田弘徳君。

予算特別委員会委員長（亀田弘徳君）予算特別委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第1号 令和5年度平内町一般会計予算案」、「議案第2号 令和5年度平内町国民健康保険特別会計予算案」、「議案第3号 令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」、「議案第4号 令和5年度平内町水道事業会計予算案」、「議案第5号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」、「議案第6号 令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案」、「議案第7号 令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案」、「議案第8号 令和5年度平内町公共下水道事業特別会計予算案」、「議案第9号 令和5年度平内町介護保険特別会計予算案」、「議案第10号 令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」以上10件について、3月7日、8日審査会を開き慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

「議案第1号」から「議案第10号」までの10件を一括して採決いたします。

お諮りします。「議案第1号」から「議案第10号」までの、10件は、委員長報告は、いずれも「可

決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長 (船橋健人君)** 異議なしと認めます。

したがって、「議案第1号」から「議案第10号」までの10件は委員長報告のとおり「可決」されました。



## 日程第2、総務福祉・経済文教各常任委員会報告

**議 長 (船橋健人君)** 日程第2、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、議案の審査報告書が提出されました。会議規則第37条の規定により「報告第2号」、「報告第5号」、「報告第6号」、「議案第11号」から「議案第19号」、「議案第29号」から「議案第31号」及び「陳情第1号」の以上16件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、10番田中光弘君。(「はい」の声あり)

**総務福祉常任委員会委員長 (田中光弘君)** 総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第11号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第12号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第18号 令和4年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第19号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第31号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について」以上8件について、3月9日審査会を開き慎重審査の結果、報告については、いずれも「承認すべきもの」議案については、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。また、付託を受けていた「陳情第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情について」3月9日審査会を開き慎重審査の結果「採択すべきもの」と「決定」しましたので報告いたします。

**議 長 (船橋健人君)** ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

**議 長 (船橋健人君)** 質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、4番亀田弘徳君。(「はい」の声あり)

**経済文教常任委員会委員長 (亀田弘徳君)** 経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。当委員会に付託されました「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第11号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第13

号 令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第14号 令和4年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第15号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第16号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第17号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第29号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第30号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」以上11件について、3月9日審査会を開き慎重審査の結果、報告についてはいずれも「承認すべきもの」議案については、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより「報告第2号」、「報告第5号」、「報告第6号」、「議案第11号」から「議案第19号」、「議案第29号」から「議案第31号」及び「陳情第1号」の以上16件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、報告は「承認すべきもの」、議案はいずれも「可決すべきもの」、陳情は「採択すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「報告第2号」、「報告第5号」、「報告第6号」、「議案第11号」から「議案第19号」、「議案第29号」から「議案第31号」及び「陳情第1号」の各案件は、報告は「承認」、議案は「可決」、陳情は「採択」と決定しました。



### 日程第3、議案第20号 平内町個人情報保護に関する条例案

議長（船橋健人君）日程第3、「議案第20号 平内町個人情報保護に関する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第20号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第20号 平内町個人情報保護に関する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第20号」は「可決」されました。



### 日程第4、議案第21号 平内町情報公開・個人情報保護審査会条例案

議長（船橋健人君）日程第4、「議案第21号 平内町情報公開・個人情報保護審査会条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第21号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第21号 平内町情報公開・個人情報保護審査会条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第21号」は「可決」されました。

---

◇

#### 日程第5、議案第22号 平内町情報公開条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第5、「議案第22号 平内町情報公開条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第22号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第22号 平内町情報公開条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第22号」は「可決」されました。

---

◇

#### 日程第6、議案第23号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第6、「議案第23号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第23号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第23号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第23号」は「可決」されました。

---

◇

日程第7、議案第24号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案一部を改正する条例案

議長(船橋健人君) 日程第7、「議案第24号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「議長」の声あり) はい、松山課長。

健康増進課長(松山秀子君) (「議案第24号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第24号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第24号」は「可決」されました。

---

◇

日程第8、議案第25号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議長(船橋健人君) 日程第8、「議案第25号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、塩越課長。

福祉介護課長(塩越信子君) (「議案第25号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第25号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第25号」は「可決」されました。

---

日程第9、議案第26号 平内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第9、「議案第26号 平内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、塩越課長。

福祉介護課長（塩越信子君）（「議案第26号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。（「はい」の声あり）はい、亀田議員。

4番（亀田弘徳君）本案で安全計画と業務継続計画を策定して、これを実施するのを、行うということでこれが、今年が5年なので、来年の3月31日までの間に、努力義務として、作ってやっていくということですのでけれども、この両計画の実際の計画を作って、それを実行に移すというのの工程表みたいなのは今現段階でどういう形になっていきますでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、塩越課長。

福祉介護課長（塩越信子君）亀田議員の質問にお答えいたします。

今回の安全計画と、業務継続計画については、現在ははっきりした策定の次期は、未定であります。安全計画については、経過措置期間である令和6年3月31日までに、策定を行います。また業務継続計画については、努力義務とはなっておりますが、やはり、今後コロナウイルスのような感染症におけるクラスターであるとか、災害の発生時に業務再開を迅速に行うため、必要であると考えますので、当町でも今後作成にむけて取組み予定であります。以上です。

議長（船橋健人君）そのほかございませんか。質疑を終結することにご異議ありませんか。（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論を行います。（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第26号 平内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第26号」は「可決」されました。



日程第10、議案第27号 平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第10、「議案第27号 平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）（「議案第27号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第27号 平内町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第27号」は「可決」されました。



日程第11、議案第28号 平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第11、「議案第28号 平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、病院事務局長。

平内中央病院事務局長（小形正樹君）（「議案第28号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第28号 平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第28号」は「可決」されました。



日程第12、発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案

議 長（船橋健人君）日程第12、「発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君）本案は、人権擁護委員候補者の推薦に係る意見案でございます。

町長が委員を推薦する場合は、人権擁護委員法によって議会の意見を聴いて、法務大臣に推薦することになっております。

今般、任期満了に伴う、人権擁護委員の推薦にあたり、町長より、委員の倉内尚子氏を再度、候補者として、また、後藤雅之氏の後任として後藤牧夫氏を推薦することにしたい、とのことで、議会の意見を求められており、先般、議会運営委員会で協議したところ、私が提案者と決まり、今回の提案になった次第でございます。

倉内氏は、養護学校臨時講師としての経験を持ち、母親クラブにおいては、地域の女性や子供に寄り添った活動に取り組んでまいりました。また、後藤氏は、長年にわたり福祉施設にて勤務しており、豊かな経験と障害のある方に対する援助・支援に尽力を注いでこられました。

両名とも高齢者や子どもの人権問題に深い関心を持ち人格見識が高く、これまでの経験を生かして、

積極的に人権問題に取り組むことが期待され、実績を見ましても人権擁護委員にふさわしい方であり  
ます。以上の見地から議会の意見としても「推薦することに異議がない」ということで、議決を賜り  
たく意見案を提出いたしました。議員各位のご理解をいただき、全会一致のご賛同を賜りますよう、  
お願いを申し上げ提案説明といたします。

なお、案文の朗読は省略させていただきます。

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」は「可決」することに  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第1号」は「可決」されました。



#### 日程第13、発議第2号 平内町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案

議 長（船橋健人君）日程第13、「発議第2号 平内町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案」  
を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

5番（田中茂勝君）「発議第2号 平内町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案」について、  
御説明申し上げます。当町における現行制度では、本会議等を長期欠席に至った場合でも、議員報酬  
等が満額支給されおります。議員の職責及び議会への住民の信頼を維持するため、町議会議員が会議  
等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について、その在り方を明確にすることが必要  
であることから、平内町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を制定するため本案を提出するも  
のであります。以上のことから、私が提出者となり、田中大議員ほか7名の連名により、提案した次  
第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたしま  
す。なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第2号 平内町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案」は「可決」する  
ことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第2号」は「可決」されました。



#### 日程第14、発議第3号 平内町議会の個人情報の保護に関する条例案

議 長（船橋健人君）日程第14、「発議第3号 平内町議会の個人情報の保護に関する条例案」を議

題とします。本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

**5 番（田中茂勝君）**「発議第3号 平内町議会の個人情報の保護に関する条例案」について、御説明申し上げます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体の執行機関に直接適用される個人情報保護法の規定が地方議会は原則的として適用除外されることから、議会独自の個人情報の保護に関する制度を定める必要が生じております。このことから、議会における個人情報の取扱いについて、平内町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するための本案を提出するものでございます。以上のことから、私が提出者となり、小笠原智鶴子議員ほか4名の連名により、提案した次第でございますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案説明といたします。なお、案文の朗読は省略させていただきます。

**議長（船橋健人君）**ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）**質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）**討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第3号 平内町議会の個人情報の保護に関する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）**異議なしと認めます。したがって「発議第3号」は「可決」されました。



#### 日程第15、議員派遣の件

**議長（船橋健人君）**日程第15、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第122条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元にお配りしてあります、議員派遣の件のおり議員を派遣させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）**異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。

ここで、資料配布のため暫時休憩します。

（午前10時46分 休憩）

（午前10時47分 再開）

**議長（船橋健人君）**休憩を取り消し、会議を再開します。

ただ今、田中光弘君ほか4人の連名により「発議第4号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書案」が提出されました。

この際「発議第4号」を日程に追加し議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）**異議なしと認めます。

したがって「発議第4号」は日程に追加し、議題とすることに決定しました。



**日程第16、発議第4号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を  
求める意見書案**

**議長（船橋健人君）** 日程第16、「発議第4号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書案」を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。

**10番（田中光弘君）**「発議第4号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書案」について、御説明申し上げます。

沖縄県において、米軍機による落下物事故および低空飛行・騒音の被害が生じていることは周知の事実であります。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においてはその影響が大きく、市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が出ているという現実があります。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物PFASが検出されており、さらに、市民グループによる調査では、普天間第二小学校の土壌から最大で米軍基準値29倍のPFASが検出されています。これは、「わが国全土に渡って」保障されるはずの自由と平等がないがしろにされている状況であると言わざるを得ません。日米両政府は、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきであり、水や土の汚染についても早急に対応すべきであります。

以上のことから、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求めるよう私が提出者となり、小笠原智鶴子ほか3名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

**議長（船橋健人君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第4号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書案」を「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 異議なしと認めます。したがって「発議第4号」は「可決」されました。



**議長（船橋健人君）** 経済文教常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 異議なしと認めます。したがって、経済文教常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、

議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長**(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。



**議 長**(船橋健人君) 以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり町長より御挨拶があります。(「はい、議長」の声あり) はい、町長。

**町 長**(船橋茂久君) 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月3日に開会いたしました本定例会では、令和5年度一般会計予算案をはじめ、各特別会計予算案、令和4年度の各会計補正予算案、条例の改正案などあわせて34件提案していましたが本日、全案件ともそれぞれ御議決・御承認を賜り誠にありがとうございました。

すべての日程が順調に推移し、本日無事終了することができましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

平成31年4月に平内町国民健康保険平内中央病院、首藤邦明医院長が事業管理者となり、令和5年3月31日任期満了となることから、来る令和5年4月1日からも首藤院長には地域の基幹病院として安定した医療提供体制の充実確保のため、事業管理者として、引続きお力添えを頂くよう、先般要請をし快諾を頂きましたのでご報告いたします。今後の町政の運営には、力を合せ万全を尽くしてまいりたいと思っております。

また、一般質問あるいは、予算特別委員会、また各常任委員会等、本会議中に賜りました皆様方の御意見等を参考に今後私をはじめ、職員一同町民生活の安定と、福祉の向上のために精神誠意努力してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、令和4年度も、残すところ20日あまりとなりましたが、この1年間4回の定例会をはじめ、臨時会並びに全員協議会の開催と、多くの分野におきまして皆様方の御協力賜りました。御陰様で町政運営につきましても遅滞なく順調に推移することができました。本当に有難く心から感謝を申し上げる次第でございます。

年度末を控え、今年度の事務事業に遺漏のないように細心の注意を払うとともに、新年度に備えたいと考えておりますので、皆様方には引き続き御支援・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。皆様方には新年度も是非これ以上の御支援・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。閉会にあたっての御挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

**議 長**(船橋健人君) これをもちまして、令和5年第1回平内町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(午前10時55分 閉 会)

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

